

こども・若者の意見の政策反映に 向けたガイドライン

～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

はじめに

令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の実現です。

こども家庭庁は、常にこどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいます。

また、同年4月に施行された、こども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲
げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずるこ
とが義務付けられています。

本ガイドラインは、これまでのこども家庭庁において蓄積した知見や、地方自治体の取組等を踏まえ、
こどもや若者の意見の政策反映に向けて、各府省庁、地方自治体職員の皆様が、意見を聴くための企画
から、政策に反映するまでの一連のプロセスを実施される際の留意点や工夫、事例などをまとめたもの
です。

各府省庁、地方自治体職員の皆様におかれましては、本ガイドラインを活用いただき、こども・若者の
意見を聴き、政策に反映するために必要な措置が講じられるよう、お願い申し上げます。

令和6年3月
こども家庭庁 長官
渡辺 由美子

■ ガイドラインの対象と目的 ■

本ガイドラインは、**各府省庁や地方自治体の職員を対象**にしています。

すでに、府省庁や各地の地方自治体等でこども・若者の意見反映や社会参画に取り組んでいる事例がある一方で、多くの府省庁や地方自治体では、これから取組を始める、又は検討段階であることが、こども家庭庁が実施した各府省庁事例調査及び地方自治体アンケート(以下、「令和5年度府省庁事例調査、都道府県・市区町村向けアンケート」という。)でも明らかになっています。本ガイドラインは、府省庁や地方自治体で政策の最前線にいる行政職員の皆様に、**こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて理解を深めていただき、実践していく際の留意点や工夫、事例を提供**することを目的としています。

本ガイドラインの作成にあたっては、以下の調査等を通じて聴かせていただいた多くのこども・若者、支援者、有識者の方々の声をもとに、こどもの権利やこども・若者の意見反映に関する学識経験者、地方自治体等での実務経験者の方々に構成する有識者会議において検討を重ね、案を作成しました。さらに、こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会における議論やパブリックコメントによる意見募集を経て、こども家庭庁において決定しました

- 令和4年度にこども家庭庁の設置に向けて実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」(以下、「令和4年度調査研究」という。)の調査結果
- 令和5年度に実施した「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」(以下、「令和5年度調査研究」という。)で実施した多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方の調査結果
- 令和5年度府省庁事例調査、都道府県・市区町村向けアンケート
- その他、地方自治体・府省庁へのヒアリング結果やこども家庭庁における実践

本ガイドラインは第1版としてまとめたものであり、全国的なこども・若者の意見反映や社会参画の進展に合わせて、見直しを行うことを想定しています。また、こども・若者の一人一人の状況やニーズ、対象施策や地域特性によって求められる配慮や工夫、適切な方法は異なります。本ガイドラインを参考に、こども・若者の声を聴きながらより良い方法をこども・若者とともに作ってください。

本ガイドラインにおける「こども」と「若者」について

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

【目次】

第1章 意見反映の意義と背景	1
1.なぜ子ども・若者の意見を聴くのか	1
➡ 子ども家庭庁の設立と「子どもまんなか社会」にむけて	1
➡ 子ども基本法が定めていること	1
➡ 子ども大綱	2
➡ なぜ意見を聴き、反映することが大事なのか(意見反映の意義)	4
2.子ども基本法上の「子ども施策」とは？	8
第2章 意見反映のプロセスと進め方	10
1.子ども・若者の意見を聴く場面や方法	10
2.子ども・若者の意見反映プロセスの全体像	12
3.企画する	14
➡ 対象者を考え、公平で多様な意見表明機会をつくる	14
➡ テーマを設定する	16
➡ 安全・安心を確保する	18
➡ 実施体制をつくる	19
4.事前に準備する	23
➡ 行政職員が準備すること	23
➡ 子ども・若者の意見表明の準備をサポートする	26
5.意見を聴く	29
➡ 意見を聴く姿勢、体制、工夫や多様なニーズへの配慮とは？	29
➡ 意見を聴く手法は選択肢を用意する	32
➡ 意見を聴く手法の特徴	34
➡ 振返りをする	38
6.意見を反映する	40
➡ 意見反映の意義	40
➡ 意見の反映方法	40
7.フィードバックをする	43
8.予算や体制をどうするか	45
➡ 予算	45

○ 体制づくり	46
○ 評価	49
第3章 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映	50
1.声を聴かれにくい子ども・若者を考慮する	50
○ 声を聴かれにくい背景	50
○ 声を聴かれにくい子ども・若者	50
2.声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映に取り組む意義	53
3.意見を聴く姿勢、工夫や配慮.....	53
○ 属性に共通する大事なこと	53
○ 属性別に留意すべきこと	54
○ 意見反映プロセスで留意すること	57

<FAQ>

• 子ども・若者の意見を子ども施策に反映する義務を果たすには何をすればいいですか？	2
• どの年齢の子どもに意見を聴けばいいですか？	6
• どうすれば特定の部署だけでなく、組織全体で子ども・若者の意見反映に取り組むことができますか？	9
• 多様な子ども・若者の参加を得るにはどうしたらよいでしょうか？	15
• ファシリテーターは何人必要ですか？	22
• 子どもに意見を聴くとき保護者はどう関わればいいですか？	25
• 子ども・若者にやさしい資料とは何ですか？	27
• 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？	42
• 意見を聴くなかで不適切行為や権利侵害を発見したり、相談を受けたりする時はどうしますか？	63

第1章 意見反映の意義と背景

1. なぜ子ども・若者の意見を聴くのか

意見反映のためのポイント

- 子ども施策を策定等する際に、子ども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- 子ども・若者の意見を聴く意義を理解している。

🔄 子ども家庭庁の設立と「子どもまんなか社会」にむけて

令和5年4月に発足した子ども家庭庁の使命は、子ども・若者の最善の利益(子ども・若者にとって最も良いこと)を常に考え、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる「子どもまんなか社会」を構築していくことです。そのために、子ども家庭庁が何より大切にしているのは、子ども・若者の意見です。これまでおとなが中心になってきた社会を「子どもまんなか社会」へと変えていくため、子ども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が社会全体に広がるよう、推進しています。

🔄 子ども基本法が定めていること

令和5年4月に施行された子ども基本法(令和4年法律第77号)には、第3条において、全ての子ども・若者について、その年齢及び発達に応じて意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、子ども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、子ども施策を策定、実施、評価するとき、子ども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体(以下、「地方自治体」という。)に義務付けています。

子ども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、子ども・若者の最善の利益を第一に考えながら、子ども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

コラム 子ども基本法(令和四年法律第七十七号)

第三条(基本理念)

一・二 (略)

三 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五・六 (略)

第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

🔄 こども大綱

令和5年12月、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項等を一体的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱の下、国は全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を進めていきます。

こども大綱は、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしています。また、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

都道府県は、このこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成すること、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することが、こども基本法第10条において努力義務とされています。地方自治体におけるこうした計画づくりにおいても、その内容及び策定のプロセスがこども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められています。

FAQ

Q こども・若者の意見をこども施策に反映する義務を果たすには何をすればいいですか？

A

こども・若者の対象年齢が広く、こども施策の範囲も広いため、何からはじめ、どの範囲まで実施すればいいか戸惑う行政職員の方もいることでしょう。他方、「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の一つとして、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合が70%と設定されており、こども・若者の意見聴取に向けた取組を進めていく必要があります。

こども基本法第11条の「反映のために必要な措置」を果たすために、求められていることは、

- 対話の場やアンケートを通じて意見を聴く
- こども・若者の最善の利益を考慮し、意見をどのように反映するか検討する
- どのように反映されたか、反映されなかった場合なぜなのか、こども・若者に伝える（フィードバックする）

こと等です。また、一回の取組で終わらせるだけでなく、様々な手法・場面で意見を聴く取組を繰り返すなかで、政策の質を向上させ、こども・若者が更に意見表明をしなくなる好循環をつくることです。

意見を聴くことを新たに始めるに当たっては、下記のような取組から始めても良いでしょう。

- こども・若者を対象とする施策について、こども・若者からどうすれば意見を聴く機会を作れるか、職員研修等の場でアイデアを出す
- 広聴(公聴)課が行っている国民・県民・市民の声を聴く方法を参考にする
- 広聴(公聴)の対象をこども・若者に広げる
- こども・若者が意見を述べたり、提言したりする既存の取組について、どうすれば意見を実現できるかについて職員同士でアイデアを出すワークショップを企画する

こども・若者を「将来を担う」という存在だけではなく「いまを生きる市民」として捉えれば、これまで行政職員の皆さんが国民・県民・市民・利用者の声を聴いてビジョンや計画を作り、こども施策を実施してきたことと変わりはありません。ただし、こども・若者の特性に合わせた聴き方が求められますので、本ガイドラインを参考に、取り組んでください。

② なぜ意見を聴き、反映することが大事なのか(意見反映の意義)

子ども・若者に影響を与える施策について、子ども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることは、子ども・若者と社会にとって大きく2つの意義があります。

→1 つ目の意義

「子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」¹ことです。例えば、広島県三原市では、新しい児童館をつくる際に中高生を募集し、運営に携わるようになったことで、中高生の利用が以前に比べて10倍に増加しました。また、北海道安平町では、危険な道路について子どもから意見があがり、役場の会議や安平町議会で議論した結果、廃道が決まりました。子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、また子ども・若者の地域社会への愛着を育むことも期待されます。

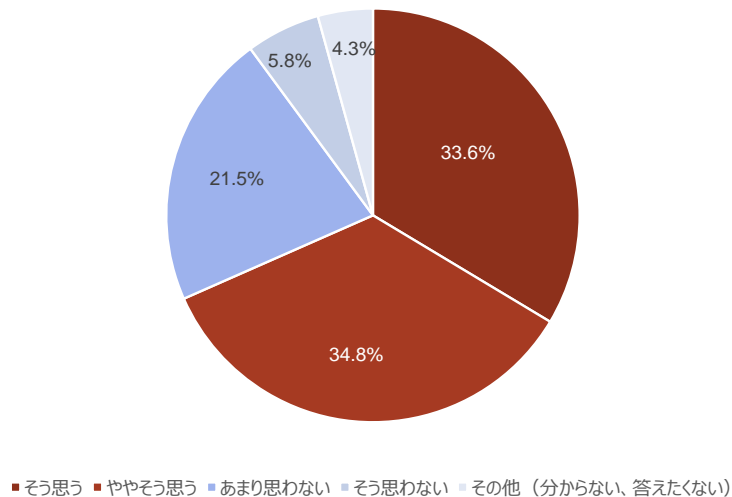
→2 つ目の意義

「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」²ものです。

子ども・若者の状況

子ども・若者を対象に行ったアンケートでは、国や地方自治体の制度や政策について7割近くの子ども・若者が意見を伝えたいという意見表明意欲がある³。

子ども・若者の意見を表明する意欲(SA(単一回答) n=2,119)⁴



¹ 出典)子ども大綱

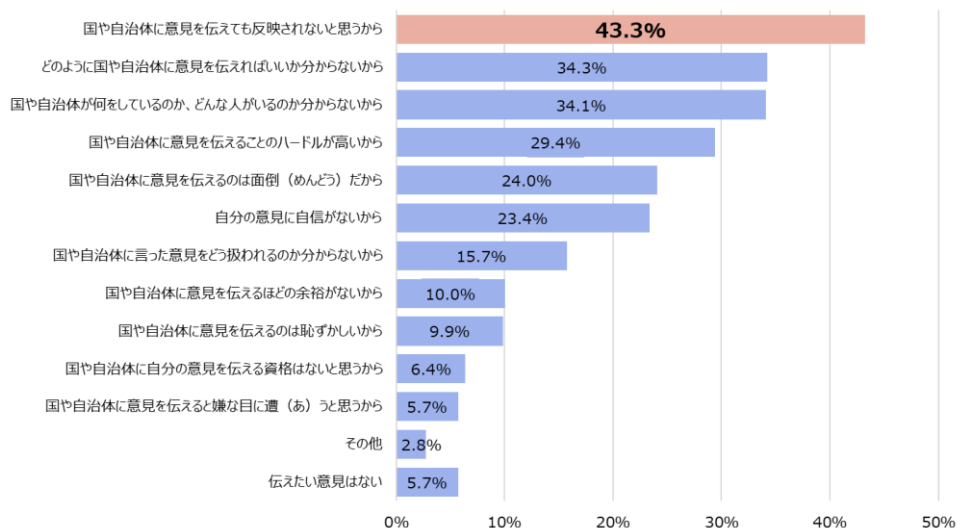
² 同上

³ 出典)令和4年度調査研究報告書。質問は「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」。回答は「そう思う」と「ややそう思う」の合計値で68.4%。

⁴ 出典)令和4年度調査研究報告書

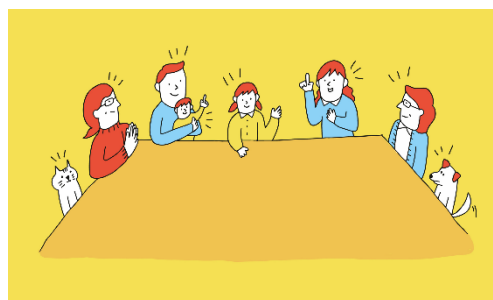
一方、子ども・若者が国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない一番の理由は、意見を伝えても反映されないと思うからである。当事者の声を聴いただけの形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」という子ども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければならないことである。

国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない理由(MA(複数回答) n=578)⁵



子ども・若者とともに社会をつくるという認識をもち、より良い施策の実現と子ども・若者の自己有用感の向上という2つの意義のバランスを考慮しながら、幅広い年代の子ども・若者が安心して意見を言えることができる場や機会をつくるのが大切です。

また、意見をもつための様々な支援を行うことも重要です。多くの子ども・若者が意見をもち、それを言えるようになるには、幼少期から、家庭や学校、地域等において、日常的に「あなたはと思う？」と聴かれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていくことが必要です。



児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」という。)は、児童を守られる対象であるだけでなく、権利の主体であると明確にし、全ての児童がもつ基本的人権を定めています。この条約のなかでも特に重要で各条文にまたがるいわゆる4つの原則がありますが、意見表明は、差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益と並ぶ原則の一つです。子ども・若者に影響を与える施策について、子ども・若者自身の意見が聴かれ、反映することは、子どもの意見表明権を保障することの契機になります。

国や地方自治体が子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで子ども・若者に関わる様々な場において子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成されることが期待されます。

⁵ 出典)令和4年度調査研究報告書。「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。」という質問に対して、「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して理由を尋ねる質問。

コラム 意見とは？

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すのではありません。こども基本法の「意見」はこどもの権利条約を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。

こどもの権利条約では、第 12 条において、「自由に自己の意見を表明する権利(the right to express those views freely)」を定めています。その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第 12 号(2009 年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。

FAQ

Q どの年齢のこどもに意見を聴けばいいですか？

A

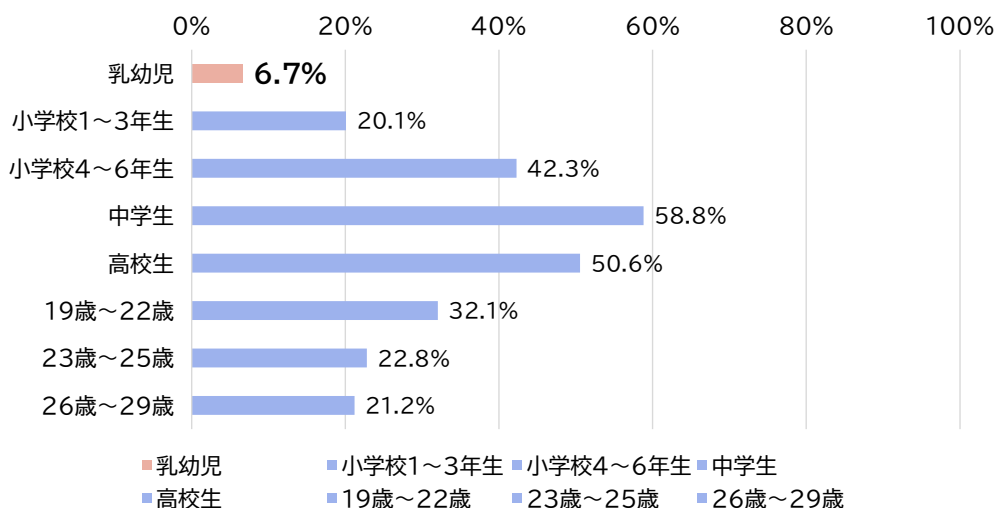
こども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢のこども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外のこども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。

なお、「意見を言えるのは中高生以上だろう」等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。こども基本法は、全てのこども・若者が、その年齢及び発達に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートでは、乳幼児期のこどもから意見を聴いている例があります。

こどもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、こども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達に応じて、相応に考慮します。

幅広い年代のこども・若者を対象に聴く時は、年齢及び発達に応じて話しやすいテーマ選びや問いかけ方を変えることや、施策に反映するために出てきた意見を「翻訳」する(本質的なニーズをくみ取る)ことが必要になります。

意見を聴くこども・若者の対象年齢(MA n=1,143)⁶



⁶ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問は地方自治体を実施しているこどもや若者の意見反映の取組や事業の対象年齢。

💡 ヒント 年齢及び発達の程度に応じた対応

➡ 問いかけ方を変える: まちのビジョン作りがテーマの時の例:

- 低年齢の子どもへの問いかけ: 「自分のまちで好きなところは?」「どうしたらまちはもっと素敵になると思う?」等、やさしい言葉を使い、自分を主語に気持ちや考えを答えられるような問いかけをする。
- 高校生以上への問いかけ: 「現在のまちは暮らしやすいか、課題は何か」、「おとなになっても住み続けるには何が必要か」等、現在と将来を見据えた具体的な課題やニーズを問いかける。

➡ 意見を「翻訳⁷」する

- 遊具が壊れている、新しい遊具の方が楽しい→公園の遊具の安全確認の実施、安全に配慮した新規遊具の整備・交換

意見を聴く対象に乳幼児を含めている事例

- 児童館の約束事や遊び方等について、子ども同士が話し合い、お互いに納得した形でルール決めを行い、子ども主体の施設運営を図っている。(東京都福生市)
- 公園の遊具設置工事に係る公募型プロポーザル方式入札に際して、近隣小学校、幼稚園及び保育園児に、提案内容に対してどの案が一番良いかのアンケートを実施。アンケートの得票数に応じて評価点に反映することにより、子どもが候補者選定に参加した。(滋賀県彦根市)
- 公園の複合遊具更新の際、地元町会及び子ども会、もしくは近隣の小学校や保育園・幼稚園に数案提示し、投票等で選定してもらう。(大阪府和泉市)

⁷おとなによる一方的・恣意的解釈にならないように十分配慮し、可能であれば意見を提出した子どもの真意をあらためて確認しながら、子どもから出された意見に示されている本質的ニーズをくみ取って具体化を図っていくことを意味する。

2. こども基本法上の「こども施策」とは？

意見反映のためのポイント

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

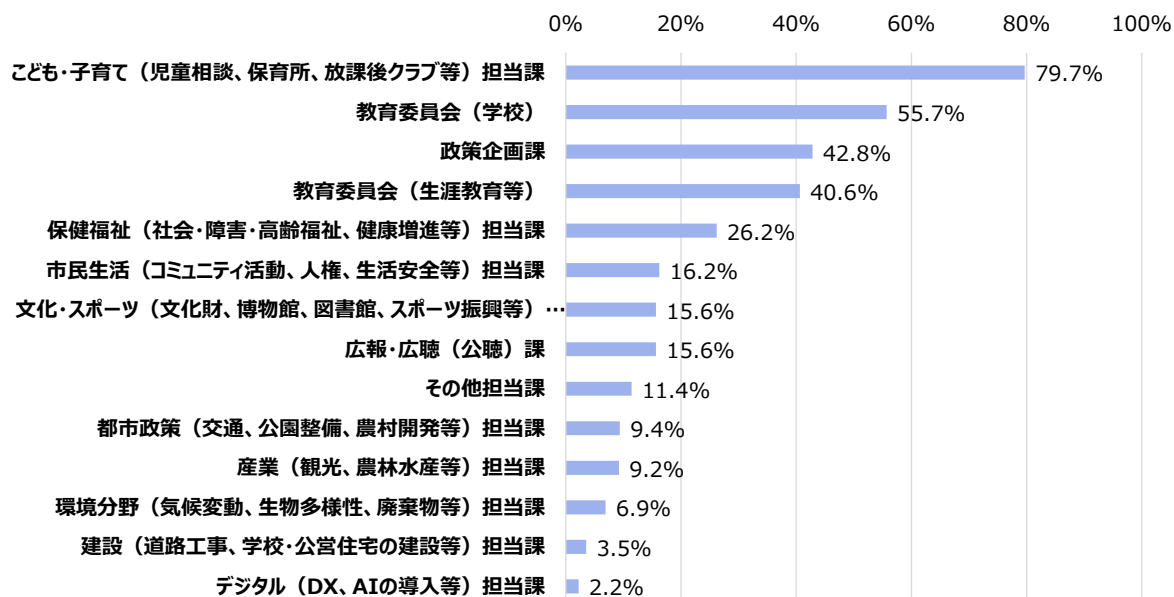
こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

取組状況

こども・若者の意見を反映する取組は、府省庁ではこども家庭庁のほか金融庁(総合政策課)、警察庁(生活安全企画課)、国土交通省(公園緑地・景観課)、農林水産省(穀物課)、法務省(人権啓発課)等ですすでに行われている。

また、地方自治体では、こども・子育て担当課や教育委員会が取組を実施していることが多いが、政策企画課や保健福祉担当課、市民生活担当課、広報(広聴・公聴)課、文化・スポーツ課もこども・若者の意見反映に取り組んでいる。

こども・若者の意見反映を実施している都道府県・市区町村の部署(MA n=1,143)⁸



⁸ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートより

FAQ

Q どうすれば特定の部署だけでなく、組織全体で子ども・若者の意見反映に取り組むことができますか？

A

特定の部署のみで子ども・若者の意見反映の取組を担い、組織全体に子ども・若者の意見を聴く風土が浸透しないことに課題を感じている府省庁や地方自治体があります。

子ども・若者の意見を子ども施策に反映するにあたり、自身の部署は「関係ない」と考えている部署があると、全庁的に取り組むことが難しいかもしれません。子ども施策について、子ども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務になったことを知らない職員もいるでしょう。

例えば、子ども基本法や子どもの権利について理解を深めるため、子ども施策担当部局・課室が全職員を対象に研修を実施している自治体もあります。研修は外部講師を招くほか、子ども・若者の意見反映について既に取り組んでいる部署の担当者が講師役となり、どう取組を始めたか、どのような課題に直面したか等、実体験を交えて共有することも考えられます。

ヒント 組織全体で取り組む

- 計画の目標に組み込み進行管理する(新潟県新潟市)
「新潟市子どもの権利推進計画」において、子どもの権利推進に関連する事業を調査し「連携事業一覧」として計画に掲げるとともに、意見表明又は社会参加に係る取組の実施状況を成果指標に組み込み、取組状況の管理を行っています。また、市の幹部(部区長)が参集する庁議において、市長から子ども基本法の施行により、子ども・若者からの意見聴取が義務付けられたため、各部署が関連施策を検討する際は、子ども等からの意見聴取に努めることを伝えるとともに、全庁的に子ども・若者からの意見聴取の実施状況について調査を行いました。
- 横ぐし組織を活用する・つくる(岐阜県、千葉県千葉市)
広報課が全庁的な重要施策についての広聴の一環で、担当課と協力して若者の意見を聴いている例(岐阜県若者ガヤガヤ会議)や、子ども施策の総合的な推進を目的として子ども施策庁内連絡会議を設置した例(千葉市子ども施策庁内連絡会議)があります。

第2章 意見反映のプロセスと進め方

1. こども・若者の意見を聴く場面や方法

意見反映のためのポイント

- 意見を聴く場面や方法(継続的、一時的)の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども施策においてこども・若者の意見を聴き反映する場面は、例えば下記のようなことが想定されます。

- 現状の施策について希望や課題、ニーズを聞く
- どのように課題を解決するかアイデアを募る
- こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする
- 施策や事業を評価してより良くする

こども・若者の意見を聴く場を作って対話し、意見を受け止め施策に反映していくことが求められますが、意見を聴く機会をつくる方法は様々あります。

➡継続的な方法

- 審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用
- こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置(こども会議、若者会議等)
- こども・若者がモニター登録し、様々なテーマで対話やアンケートを実施

継続的に意見を聴く方法は、こども・若者の意見を聴く土壌をつくることにつながり、時間をかけて取組を進めることができることから、意見の実現や企画・運営、評価の場面に適しています。

継続的な方法の特徴(メリット、デメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• こども・若者と関係性をつくりながら対話を重ねることができる• 意見を聴く対象を確保できている• 継続的に情報提供や学習機会をつくることで、政策についてこども・若者が理解を深め、ともに政策の策定や実施、評価を行うことができる	<ul style="list-style-type: none">• 継続的に関わる意思があることが前提になる• 結果的に、関与するこども・若者が限定的になる

➡不定期・スポット的な方法

- こども・若者が参加しやすいよう工夫したパブリックコメントの実施
- ワークショップの開催
- イベントの実施
- アンケートの実施

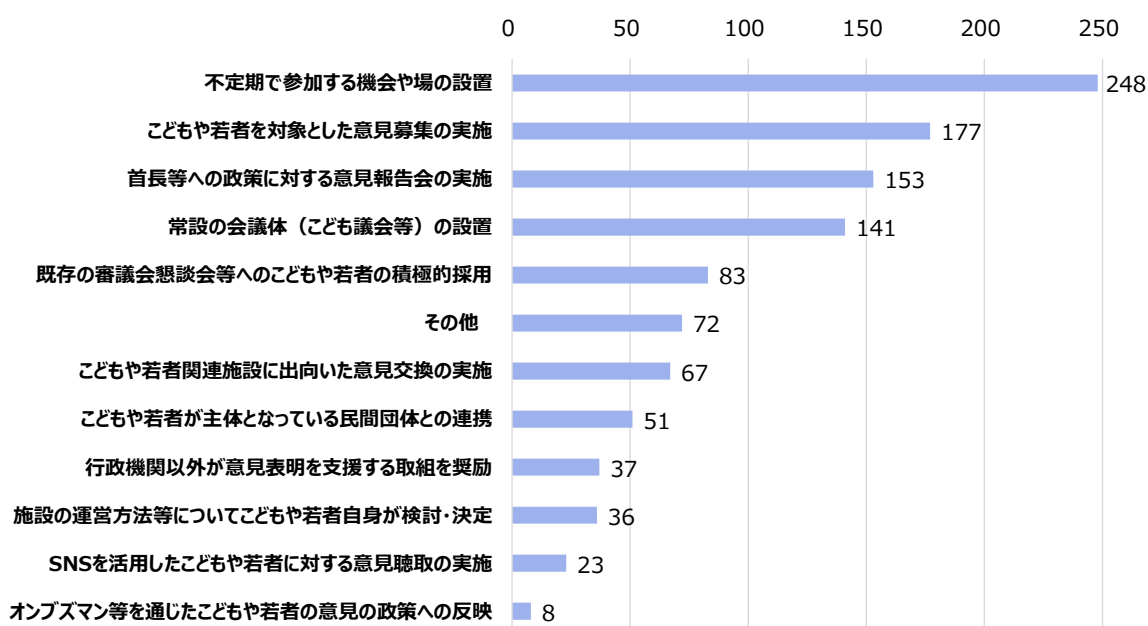
その特徴から、ニーズを聴いたり、アイデアを募ったりする場面に適しています。

不定期・スポット的な方法の特徴(メリット、デメリット)	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> • こども・若者が気軽に参加しやすい • 目的や内容に応じて、実施方法に工夫ができる • 多様な声を聴くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> • 十分に意見を聴くには時間が限られてしまう • 意見の背景を理解することが難しいことがある

取組状況

全国の地方自治体では、ワークショップ等の「不定期でこどもや若者が参加する機会や場の設置」や、インターネットアンケート・パブリックコメントの実施、意見箱の設置等の「意見募集の実施」、「首長等への政策に対する意見報告会の実施」が多く取り組まれている。

こどもや若者の意見を聴く取組の意見聴取・反映方法(n=1,143)⁹



⁹ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。「予算化した事業として実施」、「地域での取組として実施」、「準備中」の事業のいずれかの回答の合計。

2. こども・若者の意見反映プロセスの全体像

意見反映のためのポイント

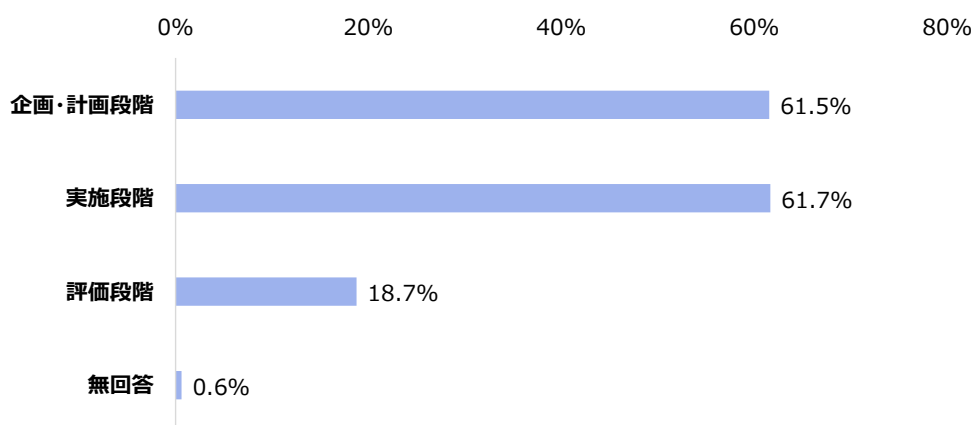
- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。

こども・若者の意見を聴き、政策に反映することは、政策の策定(企画・計画)段階から実施段階、評価段階のどの段階でも行うことができます。

取組状況

こどもや若者の意見を直接聴く取組のうち、地方自治体の取組では企画・計画段階に関わる取組が6割以上、実施段階に関わる取組も6割以上である。また、地方自治体の取組のうち、19%弱が、こども・若者の意見を評価段階に反映している。

こどもや若者の意見反映段階(MA n=811)¹⁰



いずれの段階においても、こども・若者の意見を聴き反映するには企画と事前準備を行った上で、意見を聴いて受け止め、政策に反映し、どのように反映されたかをフィードバックするという5つのステップがあり、これらを一連のサイクルとして回します。また、意見反映の取組を広く発信することで、こども・若者の更なる意見表明につながるのと同時に、こども・若者の意見を聴くことの重要性の理解が広がるような好循環を創出していくことが期待されます。

なお、次に示す意見反映プロセスの全体像については、あくまでも一例です。こども・若者の意見反映に向けては、こども・若者と関係を構築しながら対話を通じて意見を生み出していき、そこで聴いた意見を政策に反映していくなど、様々な形が考えられます。

次の節から、意見反映プロセスの5つのステップごとにどのように進めていくのかについて説明します。

¹⁰ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。こどもや若者から直接意見を聴く取組で重点的に取り組んでいる取組の延べ数(Q22、Q39、Q56)。

意見反映プロセスの全体像¹¹



- 企画
 - 意見を聴く対象を検討する
 - テーマを設定する
 - 安心・安全を確保する
 - 実施体制を作る
- 事前準備
 - 行政職員の準備をする
 - こども・若者の意見表明の準備をサポートする
- 意見を聴く
 - 聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う
 - 意見を表明する選択肢を用意する
 - 振り返りをする
- 反映
 - 聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する
- フィードバック
 - 聴いた意見がどのように扱われたのか説明する



¹¹ 令和5年11月17日こども家庭庁長官通知(こ総政第256号)別紙1において、こどもの意見の政策への反映まで、1. テーマ設定と事前の準備、2. 意見聴取、3. 政策への反映、4. フィードバックと記載していたが、各府省庁や地方自治体において、実践するうえでより取組につなげやすいよう1. テーマ設定と事前の準備を「企画」、「事前準備」と分けて説明している。



3. 企画する

② 対象者を考え、公平で多様な意見表明機会をつくる

意見反映のためのポイント

- 政策の当事者や政策が影響することも・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広く子ども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。

まず、政策の目的や内容に照らして意見を聴く対象の子ども・若者を検討します。また、政策のどの段階(策定(企画・計画)、実施、評価)からどの程度子ども・若者が関わるか(スポット、継続的)(p.10参照)を検討します。

次に、子ども・若者の意見を聴く機会をどのようにつくるかを考えます。

より広く子ども・若者が関わる施策の場合、子ども・若者を公募することが考えられますが、周知の方法や選定結果の公平性を考慮する必要があります。例えば、性別や年代、居住地等で特定の属性が集まりやすい場合があるため、複数手法で広報する等して、様々な属性の子ども・若者に参加してもらえるよう工夫します。

一方で、特定の年齢や属性の子ども・若者を支援対象とする施策等については、対象の子ども・若者から意見を聴く機会の確保が必要です。貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれた子ども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者、乳幼児を含む低年齢の子どもに対しては、個別に出向いて意見を聴く方法が考えられます(詳細は第3章を参照)。

なお、積極的に意見を言える・言いたい子ども・若者がいる一方で、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてない子ども・若者がいます。全ての子ども・若者が自分の意見を表明してよいということを理解できるよう、様々な機会をとらえて説明することや、興味関心を引くような周知の工夫も重要です。



FAQ

Q 多様な子ども・若者の参加を得るにはどうしたらよいでしょうか？

A

取組を始めると、国や地方自治体からの意見聴取に関する案内が子ども・若者に十分届いていない、政策に関心をもって参加する子ども・若者の顔ぶれが同じになってしまい多様な意見を聴けていない等、周知に課題を感じることもあるでしょう。

多様な子ども・若者の参加を確保するため、子ども・若者の目に触れやすい媒体を選択したり、多様な手段やルートで子ども・若者に情報が公平に届くように発信します。

例えば、ホームページや広報誌は関心をもっている子ども・若者であれば情報にたどり着きますが、そうでない場合は情報が届きません。また、インターネットに日常的にアクセスできる状況にない場合は、ホームページでも情報が届きません。郵便物で郵送しても開封しない・選択的にしか開封しない、メルマガ等は年齢的にも世代的にもメールアドレスを持っていないことがあります。

ヒント 子ども・若者に情報を届ける・声を聴く

- 子ども・若者に身近な SNS を使って発信する
- 学校、児童館や青少年センター、児童養護施設等の子ども・若者の生活の場や活動の場で周知する
- 支援団体や当事者団体から紹介してもらう
- 対象者向けに他部課室や団体が実施するイベントに参加して周知をしたり、そのイベントのなかで意見を聴く取組を実施したりする
- 教育現場と連携し、GIGA スクール構想で児童・生徒に貸与されている端末を活用したアンケートを実施することで多様な声を集める

子ども・若者に情報が届きやすいプラットフォームを子どもと作った事例¹²

東京都では、2021 年度の「東京都子どもホームページ」の作成段階において、5つの小学校に対する出前授業(小学 5, 6 年生 576 名)、子どもホームページ作成メンバーによるワークショップ(小学生 10 名)、アンケート(小学生 515 名)を通じて子ども達の意見やアイデアを取り入れた。

2022 年度以降も、ホームページに関して多様な手法(ワークショップ、アンケート等)で聴き取った子どもの意見を反映し、バーチャル社会科見学の新たな施設を追加する等、コンテンツの充実を図っている。

子ども家庭庁では、いけんひろば¹³を活用して子ども家庭庁が作成中の子ども向けホームページを子ども・若者に見てもらい、その意見を踏まえてホームページを完成させた。



¹² 出典)令和4年度調査研究報告書

¹³ 子ども家庭庁が主催する『子ども若者★いけんひろば』における子ども・若者の意見表明の場で、登録した小学生から 20 代までの子ども・若者(ひろばメンバー)が、各府省庁から集められた子ども・若者に関わる様々なテーマについて話し合う。登録した子ども・若者が意見を伝えたいテーマについて話し合う場合もある。対面、オンライン、Web アンケート、チャット、出向く型の形式で開催されている。



② テーマを設定する

意見反映のためのポイント

- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。

こども・若者が政策にどう関係するかを考え、当該政策において何について意見を聴くべきかを検討した上で、こども・若者に分かりやすく、かつ意見を言いやすいテーマを設定しましょう。

おとなが聴きたいテーマについてだけ聴くのではなく、こども・若者が意見を言いたいテーマをこども・若者が設定したり、用意されたテーマの中からこども・若者が選べる仕組みを用意したりすることで、こども・若者のニーズがテーマに反映され、より積極的に意見を言いやすくなることが期待できます。

💡 ヒント いけんひろばのテーマ(こども家庭庁)

こども家庭庁が実施する『こども若者★いけんぐらす』の「いけんひろば」(意見を聴く場)では、こども家庭庁や各府省庁から募ったテーマに加えて、登録したこども・若者が意見を伝えたいテーマについても話し合います。後者のテーマについては、いけんぐらすの運営メンバーに立候補したこども・若者(みんなのパートナーぽんぱー)が、運営事務局のこども家庭庁の職員とテーマ決めからいけんひろばの開催まで行っています。

いけんひろばのテーマの例 ¹⁴			
テーマ	対象年代	担当 ¹⁵	
法律・予算等	<ul style="list-style-type: none"> • 新しくなった児童福祉法 • こども家庭庁予算について • 「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう 	小学4年生～高校生 全年代 全年代	こども家庭庁 こども家庭庁 こども家庭庁
学校	<ul style="list-style-type: none"> • いじめや不登校など学校に関する悩み事 • 中学校の休日の運動部活動の地域クラブ活動への移行について考える！ 	小学生～高校生 中学生	こども家庭庁／文部科学省 スポーツ庁
児童館・中高生向け施設等の居場所	<ul style="list-style-type: none"> • あなたが思う「居場所」は？ 	全年代	こども家庭庁
お金	<ul style="list-style-type: none"> • 闇(ヤミ)金融(怖～い金貸し)を知ろう！ 	18歳以上	金融庁
食生活	<ul style="list-style-type: none"> • 若者と食の今後を考える！ 	中学生～高校生	農林水産省
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> • いま、そして、これからの環境問題や社会について思うこと 	小学生～大学生	環境省
いのち	<ul style="list-style-type: none"> • 人権相談ってどんなもの?? • 生きづらさ、自殺したいという気持ちになったことがある人に必要な支援について 	全年代 高校生以上	法務省 こども家庭庁

¹⁴ 出典)こども若者★いけんぐらす『いけんひろば』について(<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/hiroba/>)

¹⁵ 府省庁は担当府省庁名



乳幼児の育ち	<ul style="list-style-type: none"> 小学校に入るまでを振り返って楽しかったこと、もっと大人にして欲しかったこと 	全年代	こども家庭庁
--------	---	-----	--------

全国の地方自治体が行っているテーマの例 ¹⁶			
	テーマ	対象年代	担当 ¹⁷
総合計画、まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> こどもにやさしいまち 総合計画で策定するテーマ 	小学4年生～高校生 中学生	子ども政策課 まちづくり推進課
子ども・子育て支援事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活、放課後の過ごし方、悩みや相談 	中学生～高校生	政策企画課
学校	<ul style="list-style-type: none"> 校則、行事運営(学校運営協議会の生徒委員) 学校のコンセプト、名前、制服等 廃校・廃園の利活用 	小学4年生～中学生 小学4年生～29歳 中学生、19～29歳	地域教育課地域教育担当 教育委員会事務局 財政課
児童館・中高生向け施設等の居場所	<ul style="list-style-type: none"> 居場所の運営 児童館のルール、図書室の本の選定 	小学生～高校生 小学生	児童クラブ事業推進課 子ども家庭課
公園・遊び場	<ul style="list-style-type: none"> 公園に設置する遊具 ボール遊び禁止について 	乳幼児～小学生 小学4年生～中学生	公園緑地担当 子育て支援課
道路	<ul style="list-style-type: none"> 危険な道路の廃道 	小学生	教育委員会事務局
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 駅前エリアの活性化 	中学生	都市整備課
成人式・二十歳のつどい	<ul style="list-style-type: none"> 記念行事の企画・運営 	高校生～22歳	教育委員会生涯学習振興課
選挙	<ul style="list-style-type: none"> 若者の投票率向上 	高校生～29歳	選挙管理委員会事務局
復興	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の学校再建(コンセプト、名前、校章、制服) 	小学生～29歳	教育委員会事務局

¹⁶ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート

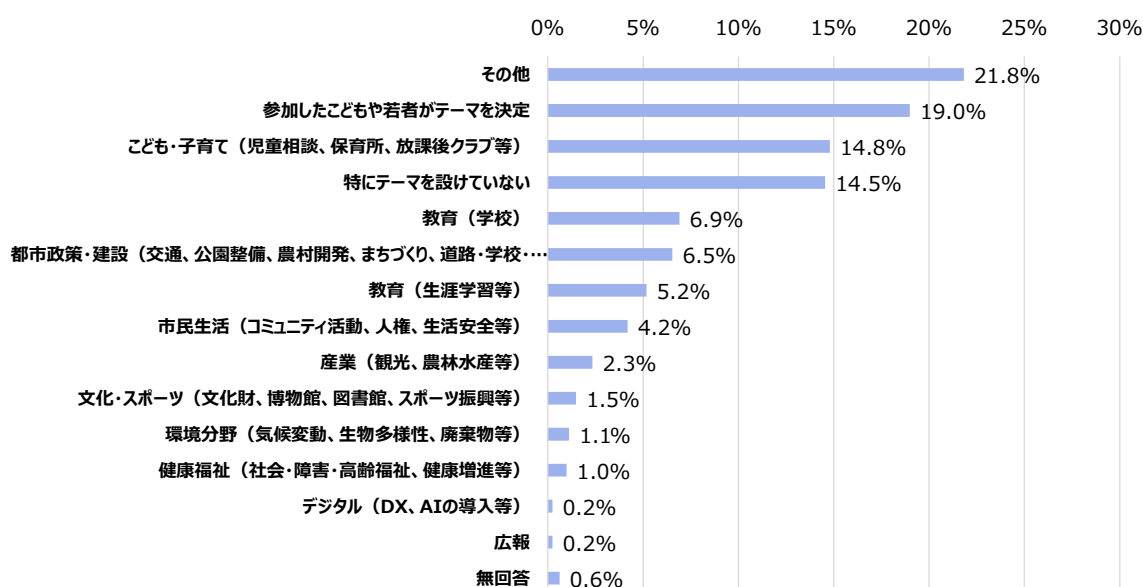
¹⁷ 担当課室名



取組状況

地方自治体が子ども・若者の意見を直接聴くテーマは、将来のビジョンやまちづくり、子どもの権利に関連することのほか、参加することも・若者自身がテーマを設定しているケースが多い。

子ども・若者の声を聴く取組のテーマ(MA n=811)¹⁸



安全・安心を確保する

意見反映のためのポイント

- 子ども・若者に関わる職員等に「子ども基本法」や「子どもの権利条約」の周知をしている。
- 子ども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- 子ども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている

子ども・若者が参加する場合は、安全で安心であることが求められます。子ども・若者は心身の発達過程にあり、おとなに十分な理解や配慮が欠けていると脆弱な立場に陥りやすいことを認識しましょう。けがや事故防止等の安全管理はもちろんのこと、おとながその地位や関係性から不適切な言動等により、子ども・若者を傷つけることがないように、事前準備の段階から想定し得るリスクを洗い出し、取るべき予防策や軽減策を検討するとともに、権利の侵害が生じた場合には、すぐに是正策等の対策をとることが重要です。

¹⁸ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。子ども・若者から直接意見を聴く取組で重点的に取り組んでいる取組のテーマ延べ数(Q19、Q36、Q53)。「その他」の主な内容は将来のビジョンやまちづくり、子どもの権利に関連することである。



つまり、関係者による虐待や搾取等、子どもの権利を侵害する行為や危険を予防し、安全で安心な活動と運営を図ること(以下、「子どものセーフガーディング」という。)ができるよう取り組みます。子ども・若者と活動を実施する組織が、自分たちのルールとしてその指針や規範を定めることで、組織全体に子どもの安全・安心を守る意識を広げることができます。また、問題が生じた時の報告や相談の手順、フォロー体制も決めておきます。

活動に参加したことによって、子ども・若者が権利の侵害を受けることがあってはなりません。そのため、活動に参加するあらゆるおとなが参加前に、子どもの安全・安心を守る意識を共有しておくことが重要です。ここでいう「参加するおとな」とは、意見を聴く場を運営する行政職員や NPO 職員、ボランティアスタッフ、ファシリテーターだけでなく、同じ空間にいる見学者や取材者も含まれます。

💡 ヒント 「子どものセーフガーディング」に抵触する行動の例

- 肩を抱く等の身体的接触をする
- 個室等で他者の目が届かない空間で子ども・若者と2人きりになる
- 叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- 侮辱的、攻撃的な言葉を使う
- 自尊心を傷つける、軽視する、見下す等、心理的に傷つける
- 個人を特定できるような情報を掲載する(写真、名前、居住地が揃う等)
- 個人の連絡先を交換したり、活動外で個人的に連絡をとろうとしたりする

子ども基本法や子どもの権利、安全・安心の確保について、子ども・若者に関わる全ての関係者が共通理解を持つよう、事前に周知したり研修等を行ったりすることが有効です。その際、外部から講師を招く時は、子どもの権利や人権の専門家、セーフガーディングのための規範に基づき子ども・若者と活動している団体等が考えられます。

🔄 実施体制をつくる

意見反映のためのポイント

- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- 子ども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

① 意見を聴くための体制

子ども・若者から直接意見を聴く時は、意見を言いやすい・意見を聴いてもらえる安全で安心な環境づくりを通じ、子ども・若者の心理的安全性を確保することが大切です。

他の子ども・若者の意見を聴いているだけの参加を望む場合、参加に同意したものの参加を取りやめたい場合、意見を聴かれたことをきっかけに過去の否定的な体験の想起やフラッシュバックに至る場合など、子ども・



若者の状況は、意見を聴く取組をしている最中であっても変わりえます。臨機応変に対応できるスタッフを配置したり、相談できる体制を整えましょう。

子ども・若者に対しておとなの人数が多いと、意見を「聴取」される雰囲気となってしまう緊張感を高めますので、おとなが多くなり過ぎないようにする工夫も必要です¹⁹。また、会場にいるおとなが何のためにいるのかを伝えるようにしましょう。

子ども・若者の意見表明をサポートする人材や役割

人材	役割
ファシリテーター	参加者が話しやすい雰囲気をつくり、参加者の意見を引き出す、公平な発言機会となるよう進行、情報を整理する
記録係	意見をホワイトボード等に記録し、可視化する。書き出すことでおとなが意見を正しく受け止めたか確認する役割も果たす
サポーター	大学生や同じ経験をもつユース等、子ども・若者と近い目線・価値観で意見の表明を支える
代弁者	意見を表明しにくい子ども・若者の意見を聴き取り的確に代弁する。 例)意見表明等支援員(子どもアドボケイト)は社会的養護下にある子ども・若者の気持ちや意見を聴き、求められれば関係者と調整する

② ファシリテーター

ファシリテーターは、子ども・若者が意見を言いやすい環境をつくるために安全・安心な場をつくり、子ども・若者の意見表明をサポートする役割を担います。

ファシリテーターを担える人材には、庁内外の人材を活用することが考えられます。具体的には、日常的に意見聴取の対象となる子ども・若者と接していて関係を構築している人に依頼するほか、行政職員が一定の講習を受けたのち、ファシリテーター役を務めることも考えられます。

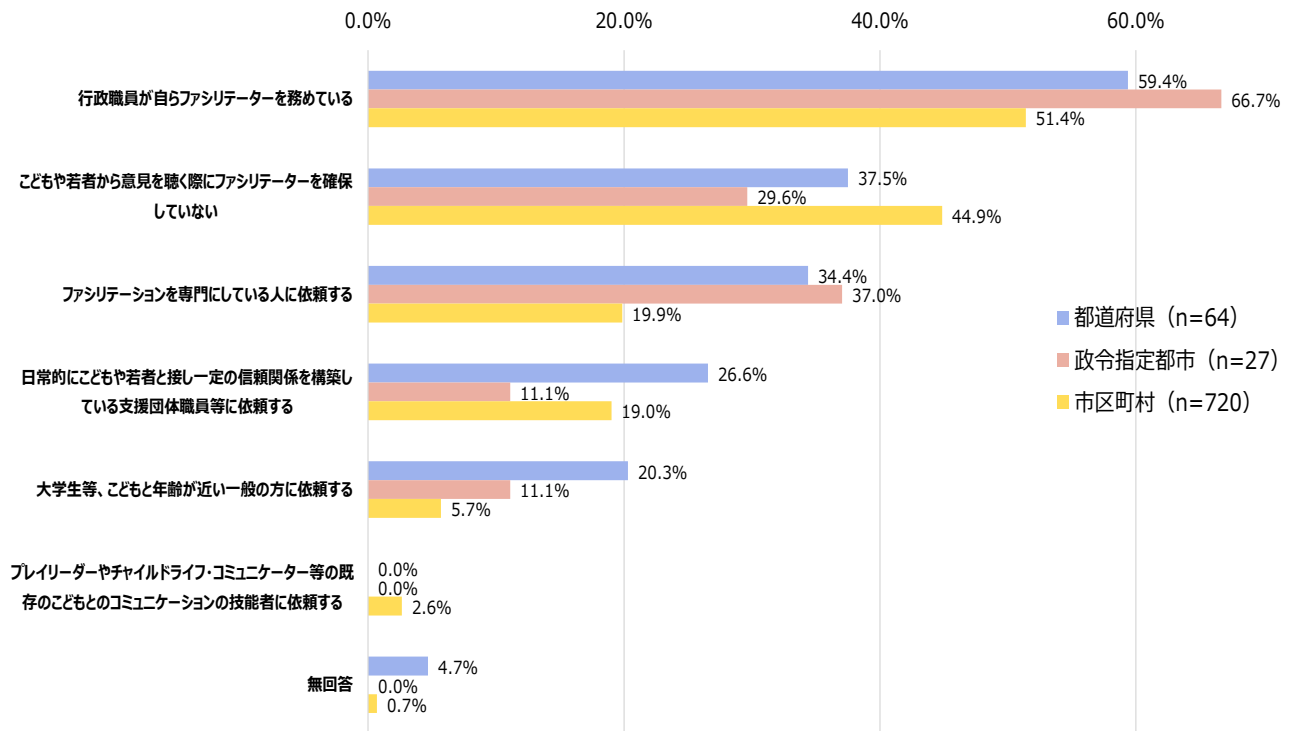
¹⁹ファシリテーターや記録係等意見を聴く場に配置をすることが望ましい人材以外にも、運営スタッフ、見学者(関係部局の行政職員、保護者等)、取材する報道機関などがその場にいることが想定される。多い場合は人数を減らしたり、時間を区切るなどの工夫が求められる。



取組状況

こども・若者から意見を聴く取組を行っている地方自治体のうち、都道府県では6割、政令指定都市は5割超、市区町村では5割弱において、行政職員自らがファシリテーターを務めている。

ファシリテーターの確保方法(MA n=811)²⁰



こども家庭庁は、こども・若者の意見表明をサポートする「こども意見ファシリテーター」を養成するためのモデルプログラムを作成する調査研究を令和5年度に実施しました。今後こども家庭庁において、モデルプログラムに基づく養成講座を実施していく予定です。詳細は随時こども家庭庁ホームページ等で公表しますのでご確認ください。

コラム こども意見ファシリテーター養成講座モデルプログラム

こども家庭庁は、ファシリテーターを養成するためのモデルプログラム・教材を作成しました。講座の内容は、傾聴力と質問力を磨き、模擬会議を通してこども・若者の意見表明をサポートするファシリテーションを学ぶものです。事前学習の教材と合わせて、ファシリテーションのスキルだけでなく、こども・若者との関わり方を含めて丁寧に学べる内容となっています。

²⁰ 出典) 令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問はこどもや若者から意見を聴く際のファシリテーターの確保の方法。



FAQ

Q ファシリテーターは何人必要ですか。

A

ファシリテーターは、違う意見や声大きい参加者の存在、緊張感があるなかでも、子ども・若者一人一人が自信をもって本来の力を発揮して意見を言えるようサポートする存在です。参加者同士の関係性やどういった場なのか、参加者の年齢等によって適切な人数を検討します。例えば、10代の子ども・若者にグループで意見を聴く場合、一人一人に目を配ることができるよう、子ども・若者4～6人程度に対して1人のファシリテーターを一つの目安として考えてください。



4. 事前に準備する

○ 行政職員が準備すること

意見反映のためのポイント

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達の程度に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- こども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。

① 関係者の共通理解

参加するこども・若者にとって、政策について話をすることや、見知らぬ人に囲まれた状態で意見を言うことはとても緊張するものですし、不安もあります。また、何のために意見が聴かれ、聴いた意見が何に反映されるのか、自分の意見はどう扱われるのか（匿名なのか、意見は公表されるのか等）といった説明がなければ、安心して意見を言うことは難しいでしょう。

そのため、活動に参加する行政職員ファシリテーター等のあらゆるおとなの間で、「こどものセーフガーディング」（P.18参照）や、こども・若者の意見を聴く目的や意見の取り扱いを共有することが重要です。さらに、意見を聴く趣旨をファシリテーターが理解し、こども・若者に対して自分の言葉で説明できるように準備すること等も考えられます。

② 多様なニーズへの配慮

こども・若者と対話する場には、様々な背景を持った人が参加する前提で準備をします。こども・若者が不当な差別を受けたり、不用意な発言によって傷つけられたりすることのないように、必要な配慮を行います。

必要な配慮をするため、配慮すべきことや主催者が知っておくべきことがないか、直接聞くことも大切です。参加するこども・若者自身や保護者、学校、関係団体に事前に確認したり、相談する機会を設けることで、こども・若者が安心して参加できる場づくりに必要な準備ができます。例えば、参加者を募る際に、「参加するにあたっての質問や相談等（任意）」といった欄を設けることで、車いすの利用等特性に応じて配慮や準備が必要な事項を参加者が申告することができます。

配慮すべき事項についての詳細は、第3章を参照ください。



③ グラウンドルール

どのような意見も尊重されることやお互いの意見を大切にすることといった、意見を聴く場に参加するおとなにも、子ども・若者にも守ってほしいことについて記載した「グラウンドルール」(意見を聴く場のルール)を決めます。グラウンドルールは、おとなだけで決めるのではなく、参加することも・若者に共有し、確認し合うことが大切です。²¹

グラウンドルールを確認し合う際には、おとなと子ども・若者と共通認識をもつため、子ども・若者からグラウンドルールに対して意見を聴き、追加することや、子ども・若者がグラウンドルールをつくるワークをすることも考えられます。例えば、参加者が不安なことや苦手なことを挙げていき、それに対応することをルールにすることが考えられます。

<グラウンドルールをつくるワークの例>

- 例) 誰からも反応がないことが苦手→うなずいて聴く、話したら拍手をしよう
- 例) すぐに考えをまとめられない →タイム!と言って OK、パスして OK

グラウンドルールの例²²

- 年齢に関係なく、だれもが等しく話し合いに参加します。一人一人の考えを大切にします。否定したり、さえぎったりしないようにしましょう
- 思ったことや考え方ことはまとまっていなくても言うてみて OK
- 何を話しても間違いではない
- その人が話すペースを大切にす
- 誰かが話をしている時に発言しない
- 話したくないこと、個人的なことは、話さなくてだいじょうぶ
- 自分の言ったことが誰かを傷つけないか気に留める
- みんなが話せるように、協力する
- 疲れたら休んだり、やめたりしてもいい
- 相手のことはむやみに聞かない
- いちど言ったことをなしにして、他のことを言ってもだいじょうぶ
- ここで聞いたことはここだけの秘密にする

④ 雰囲気づくりやグループ分け

「意見を聴く」という目的を前面に出し過ぎると、子ども・若者は委縮してしまうため、安心してリラックスして意見を伝えられるよう、工夫します。

²¹ グラウンドルールを作成する際には、子ども・若者と確認し合うことを念頭に、確認項目が多くなりすぎないように留意するとよい。

²² 出典)令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」



💡 ヒント 雰囲気づくり

- リラックスできるような会場をつくる(オープンスペース等の楽な姿勢を取りやすい場所選び、机を外す・椅子の配置を変える等の話をしやすい会場レイアウトの工夫、案内や会場の装飾等)
- 職員はカジュアルな服装をする
- 職員を含めて呼ばれたい名前・ニックネームで呼び合う
- アイスブレイクに遊びを交える
- お菓子やドリンクを用意する(参加者のアレルギーには注意する)



複数の子ども・若者に集まってもらう場合、限りある時間で一人一人の子ども・若者から十分に意見を聴くため、子ども・若者を数名ずつのグループに分けることが考えられます。

💡 ヒント グループ分けをする際の工夫

年齢や性別、居住地域、障害の有無、社会的背景、置かれている状況等の違いにより、居づらくなったり、差別されたりすることがないようにグループ分けを配慮します。近い年代や同じ背景や特性をもつ人同士は話を始めやすく、安心して発言しやすいと考えられますが、異なる年代や異なる背景の人と話すことにより、意見の多様性や議論の深まりが生まれる側面もあるため、多様なメンバー構成にしたり、グループ同士で交流できる機会を設けることも有用です。

FAQ

Q 子どもに意見を聴くとき保護者はどう関わればいいですか？

A

年齢にかかわらず、意見表明の主体は子どもです。気持ちや考えは保護者の意向と異なる場合があり、一人の人として自由に意見を表明することができるようにすることが重要です。子どもに関わる保護者の意見は大切ですが、子どもの意見を保護者に聞くことで意見を聴いたことにせず、直接意見を聴く方法を検討してください。

なお、子どもに意見を聴く際、会場までの移動やオンライン会議システムの設定、車いすや医療機器の操作等、子どもの年齢や状況、意見を聴く方法等により保護者や支援者のサポートが必要な場合があります。その際は、同伴者のための待機場所や交通費等の準備が必要です。また、未成年や義務教育課程の子どもの場合、連絡先の提供や意見の公表、写真の利用等、保護者等の許諾が必要な事項があることに留意します²³。

💡 ヒント 子ども家庭庁の「子ども若者★いけんぷらす」

- 義務教育課程の子ども(16歳未満)の登録には保護者等責任あるおとなの承諾を得ている
- 小・中学生が参加する場合、本人の他同伴者1人まで交通費を負担

²³ 子どもの状況によっては、保護者等に許可を求める心理的ハードルが高い場合がある。保護者の興味や理解を得られない場合、保護者が参加の可否を検討することが困難な場合、被虐待経験のある子ども・若者や社会的養護下の子ども・若者の場合等、保護者の同意を参加の前提とすると意見表明しづらい場合がある。



② こども・若者の意見表明の準備をサポートする

意見反映のためのポイント

- テーマについてこども・若者に分かりやすい資料(やさしい版資料)を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

テーマについて分かりやすい資料(やさしい版資料)を用意し、事前に情報提供を行ったり学習機会を確保したりすることは、こども・若者の意見形成をするうえで重要です。

その一方で、国や地方自治体の政策は、こども・若者にとって抽象的なテーマになりがちです。また、年齢によっては、国や地方自治体を地名や場所として理解しており、行政機関としての機能・役割を理解していないことも考えられます。

こども・若者の生活や困り事と政策がどう関係するのか、やさしい言葉を用いたり、身近な体験に置き換えたり、イラストを用いたり図解したりするなどし、テーマについての資料を工夫しましょう。それらの工夫をすることで、こども・若者の意見表明の準備をサポートします。

なお、行政職員が学校で出前講座を行い、こども・若者が事前にテーマについて考え、意見を言う準備をサポートしている事例もあります。

出前講座により意見表明の準備をサポートする事例(宮城県松島町)²⁴

長期総合計画基本計画の一環で、町の政策や地域の課題について町内で活動している各種団体やサークル、行政区等、幅広い世代との意見交換を行い、今後の施策に活かしていくことを目的としてタウンミーティングを開催している。町内の6年生を対象に、「子ども版タウンミーティング」を実施し、町の未来についてこどもが町長にプレゼンを行った。この準備として、職員が小学校を訪問して長期総合計画を用いて特別授業を行う出前講座を実施し、こどもがまちづくりについて考える準備をサポートした。

こども・若者向けに資料の説明をする際には、テーマについての説明に加えて、意見を言うことについて不安や緊張を持っていることを想定して、

- 意見を言うことは任意であること
- 意見を表明したことにより不利益を被ることはないこと
- 意見をどう取り扱うか(何に反映されるか、個人が特定されるか、共有や公表方法(Web サイトやSNS 掲載含む))
- 意見を取り消すことができること

²⁴ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート



等も説明しましょう。

また、政策についての意見と聞くと、子ども・若者は難しさを感じる場合があります。個々人の体験や感じていること、生きづらさは、社会や制度、ルールと密接に結びついているため、一人一人の意見が大切で、社会を変える可能性があること、安心して気持ちや考えを話してほしいことを伝えましょう。

意見を聴く職員やファシリテーターが決まっていれば、その人の写真やメッセージ等でどんな人が話を聴くのかを事前に知らせることも、意見を言う準備をサポートになります。

参加する子ども・若者向けの事前配布資料の事例(子ども家庭庁)²⁵

説明は堅苦しくなりがちだが、子ども・若者がテーマについて話をすることを少しでも楽しみにしてもらえるよう、丁寧な言葉かけやデザインを工夫している。

環境基本計画について

- 環境基本計画は、環境基本法第15条に基づいて、政府が、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の枠組み等を定めるものです。
- 計画は約6年ごとに見直します。現在の**第五次環境基本計画**は、中央環境審議会という機関で話し合っ、平成30年4月に決まりました。地域資源を持続可能な(今の地球環境が保たれて、未来まで続く)形で使い、自立・分散型の社会をつくりながら、地域同士で支え合う「**地域循環共生圏**」(次のページで説明します！)をつくることを目指しています。
- 次の**第六次環境基本計画**をつくるため、令和5年5月から中央環境審議会で話し合いをはじめました。**令和6年4月に政府として計画を決める予定**です。

Q、「環境」って何？

空気、水、生物、天気や気候・・・わたしたちの生活に関わり、わたしたちの暮らしにあるもの、すべてが「環境」です。環境は、みなさんが安心して暮らすためにとても大切なものです。

Q、「地域循環共生圏」って何？

地域資源を活用して、環境だけでなく経済・社会の問題もいっしょに解決する取組が行われている圏域のことを「地域循環共生圏」と言います。

「地域循環共生圏」のイメージは次のページです

FAQ

Q 子ども・若者にやさしい資料とは何ですか？

A

難しい漢字や用語を使わずに、子ども・若者に分かりやすく書かれた資料です。事前の説明資料やフィードバックの資料を作成する際には、読み手の年齢及び発達の程度に合わせて読みやすいものを作成します。

対象とする子ども・若者の年代に合わせて読みやすい言葉づかいや漢字表記、表現、配色、デザイン、情報量を検討します。対象の子ども・若者に応じて、複数種類の「やさしい版」を作成することも考えましょう。

²⁵ 出典)子ども家庭庁いけんひろば「いま、そして、これからの環境問題や社会について思うこと」の事前説明資料



💡 ヒント 子ども・若者にやさしい資料づくり

- 例えば子ども家庭庁では、小学生を対象にした資料は、小学校 3 年生までに習う漢字のみを使ったり、ルビをふったりしています。
- 言い換えや説明の例：
> 政策→取組
> 子ども家庭庁→子ども・若者に良い社会づくりや取組を進めていくためのリーダー
> 子ども・若者の最善の利益→子ども・若者に一番よいこと
- 乳幼児を対象にした資料は、文字よりも写真や絵を使って、意見をもらったことによる変化を見せる等の工夫が考えられます。
- 小学校低学年と小学校高学年では学習した漢字や読める文量も異なります。「やさしい版」資料だけでなく、基本の資料自体をなるべく行政用語等を使わず、誰にとっても分かりやすいものにする事で、中学生以上の年代はおとなと共通の資料を使うことができます。

おとなが良かれと思った表現や作ったイラスト、デザインについて、子ども・若者が意外な受け止め方をすることがあります。どうすれば子ども・若者によって読みやすいかをおとなが考えるよりも、可能であれば当事者である子ども・若者に直接意見を聞いてみると良いでしょう。この場合、意見をもらっても反映できないタイミングでは意味がありませんので、子ども・若者に意見を聴いてやさしい版を作成する時は、資料作成を始める前に意見を聴くタイミングを計画しておくことが望ましいです。



5. 意見を聴く

○ 意見を聴く姿勢、体制、工夫や多様なニーズへの配慮とは？

① 意見を聴く姿勢

意見反映のためのポイント

- 聴く側のおとなが、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、子ども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識にしている。

子ども・若者こそが、その経験を通じて子ども・若者の専門家なのだという観点で、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢が大切です。おとなの接し方や意見次第で子ども・若者はおとなに合わせてしまい、本音が言えなくなりかねません。おとなは自己の権力性(パワーバランス)を自覚する必要があります。

子ども・若者は、おとなが期待していることを敏感に察知して期待されることを言おうとしたり、黙ったりしてしまう人もおり、その場合は、子ども・若者の本音を聴くことができなくなってしまいます。そのため、意見を聴く際には、おとなは子ども・若者が意見を表明するサポート役に徹します。

子ども・若者にとって、おとながいる場で話し、意見を言うことは、緊張を伴いがちなものです。参加するおとなの服装はスーツではなく、緊張感を高めないカジュアルな服装で、笑顔で出迎え、来てくれたことを歓迎する雰囲気を作りましょう。

② 安全・安心の確保

意見反映のためのポイント

- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明している。
- グラウンドルール案を参加する子ども・若者と共有し、確認している。

→説明すること

子ども・若者の意見を聴く前に、テーマについての分かりやすい資料(P.26参照)などを用いて、意見を聴く目的などを説明します。また、グラウンドルール(P.24参照)とともに参加は任意であり、話したくないことは話さなくて良いこと、いつでも中断できること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどのように扱われるか(匿名かどうか、政策プロセスのどこでどう活用するのか)などを説明します。

→和やかな雰囲気づくり



堅苦しい場合は参加者の緊張感を高めてしまいます。呼ばれたい名前やお互いを知る時間を設ける等のアイスブレイク(雰囲気づくり)のための時間を十分に確保します。例えば飲み物やお菓子を用意する等、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を作ります。部屋の装飾や BGM も使うと良い場合もあります。

アイスブレイクの例²⁶

- 自己紹介系
 - しりとり自己紹介:前の人の名前の最後の文字から始める自己紹介。けんた→卵焼き つくるのが得意なゆういちです！→チリに行ってみたいゆみです！→続く
- 相手を知る
 - 共通点探し:互いに1つずつ質問し合いながら制限時間内に共通点を探す。グループ全体で行うこともできるが、3人ずつ、何度もシャッフルして行うこともできる。
- ゲーム
 - といえは:「～といえは」と言われて自分が思い浮かべたポーズを決め、せーのでそのポーズをとる。全員が同じだったらクリア。合わなくても多様性を見ることができて盛り上がる。

③ コミュニケーション

意見反映のためのポイント

- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターがこども・若者に示している。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有している。

こども・若者は年代や発達特性によりませんが、おとなの言動や表情、態度、雰囲気にとっても影響されやすく、思っていたことがあっても敏感に察知して黙ってしまったり、意見を合わせたりしてしまいます。「自分の意見は正しいだろうか」、「間違えたことは言いたくない」、「自分だけの意見かもしれない」等、意見を言うことにハードルを感じています。



主張や考えだけでなく、思い、気持ち、希望等、その人なりのも のの見方、感じ方を含めて意見です。どのような意見でも受容されることを何度も伝えるとともに、うなずきやアイコンタクト、「なるほど」「そうなんです」等の言葉がけで意見を受容している姿勢を示すことが大切です。

また、こども・若者が発言するのに時間がかかったり、テーマと直接関わらない話をしたりすることがあるかもしれません。また、そのため予定通りの時間で話し合いが進まないこともあるでしょう。ヒアリング目的を達成するため「聞きたい事を刈り取る」姿勢になりがちですが、焦りやいら立ち、不安はこども・若者に伝わります。こども・若者が話したいことを聴く、予定通りに進まなくても待つ心の余裕を持てるだけの時間の「余白」を設けましょう。

²⁶ 出典)令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」



なお、参加者一人一人が参加したことによって傷ついたりすることがないように、ファシリテーターや主催者は、差別的・侮辱的な発言があった場合には適切な対応をとることが必要です。

こども・若者から意見を聴く時、私たちおとなは以下のようなことを無意識にしてしまいがちです。主役はこども・若者であって、おとなは「指導」や「教える」立場ではなく、「教えてもらう」や「一緒に考える」立場であることは常に意識しましょう。また、おとなはその地位や関係性から知らず知らずのうちにこども・若者を傷つけてしまいかねません。一人の人間として敬意を払って接しつつ、おとなとは違う反応や意見について興味を持って聴き、こども・若者との時間を楽しんでみてください。

身に付けたい行動	避けたい行動
<ul style="list-style-type: none">興味をもって話を「聴く」発言に時間がかかる、予定通りに進まないことがあっても「待つ」心の余裕をもつ公平に発言を「促す」(ただし、沈黙する権利もある)こども・若者の年代や発達の程度に合わせた言葉づかいや表現をする	<ul style="list-style-type: none">長々と説明する早口で話す一般論や経験を伝える・教える意見を評価する(「違うよ」と否定する等)助言する意見を誘導する正しい行動を指導・説教する考えをまとめることを待たずに話を打ち切る成果を得ようと話題やタイムコントロールをする積極的に意見を言う参加者を褒める(意見を言わなければいけないと感じさせる言動をする)

意見を聴く環境についてのこども・若者の声²⁷

- 忙しそうにしていると話しにくいので、相手が時間的、心理的ゆとりを持っていることが大事。(20代後半)
- 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。(高校生世代・18~19歳)
- 評価する人に対しては言いにくい。先生や上司等、自分がどんな風に見られているのか気にする相手には発言を選んでしまう。(20代)
- 少数意見も聴いてくれると伝えやすい。(不登校のこども)
- リアクションがないと、「どうせ言ってもな」と感じてしまう。(内閣府ユース政策モニター)
- 本当に言って大丈夫かの不安があるから、サポートしてくれる人がいること。(内閣府ユース政策モニター)
- センシティブな話題をすとしたら、似た環境、似た境遇で同年代の人と話せるなら言いやすい。(高校生・18歳~19歳)

²⁷ 出典)令和4年度調査研究報告書



② 意見を聴く手法は選択肢を用意する

意見反映のためのポイント

□ こども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意している。

こども・若者が使い慣れているツールや置かれている環境は様々であり、どのような手法を使えば意見を言いやすいかは一律ではありません。令和4年度調査研究では、対面、定例の場、手紙、掲示板やチャット、電話等、様々な手法が意見を伝えやすい手法として挙げられました。

こども・若者がそれぞれにとって意見を言いやすい手法を選べるよう、意見表明の方法や場、支援者の同席の要否等について様々な選択肢を用意して、こども・若者が置かれた状況や希望に応じて選択できるようにしましょう。また、個々の政策の目的や内容、意見を聴くこども・若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会をつくるのが大切です。

また、意見表明の方法についても本人の希望に応じて、書いて提示したり、絵で表現したりすることも考えられます。

意見を聴くための手法についてのこども・若者の声²⁸

- 限定的な手法だとリーチできる人に限りがあるため、様々な手法で意見を言えることが大事。(18歳～19歳)
- 確実に届き、周囲を気にしないで済む手紙がリアル、オンラインで送れると良い。(小学生・中学生)
- 廊下等に、自由に意見を書ける場所を作って、こども家庭庁が取りに来る＝直接声が届く(小学生・中学生)
- 若者がいつでも自由に意見できるチャット的な窓口を開いておいたらいつでも自由に書き込みできるかも?(中学生)
- ネットでの24時間受付フォームは今の時代かなり普及しているはずなのに、なかなか国や地方自治体では取り入れられてない印象(20代後半)
- 国や地方自治体で、こども定例議会をつくって、月1回等定期開催をして意見を言ったりする。メンバーを一般の人から募ったり、メンバーでなくても生配信等でコメントができると、より門戸が開くと思いました。参加者集めには、そこにすでに参加している若者が中心になって、Twitter、Instagram、TikTok等のSNSを活用できるといいと思いました。(高校生・18歳～19歳)
- フリーダイヤルで電話ができる窓口があれば、意見を何でも気軽に言うことが出来ると思います。(高校生・18歳～19歳)

²⁸ 出典)令和4年度調査研究

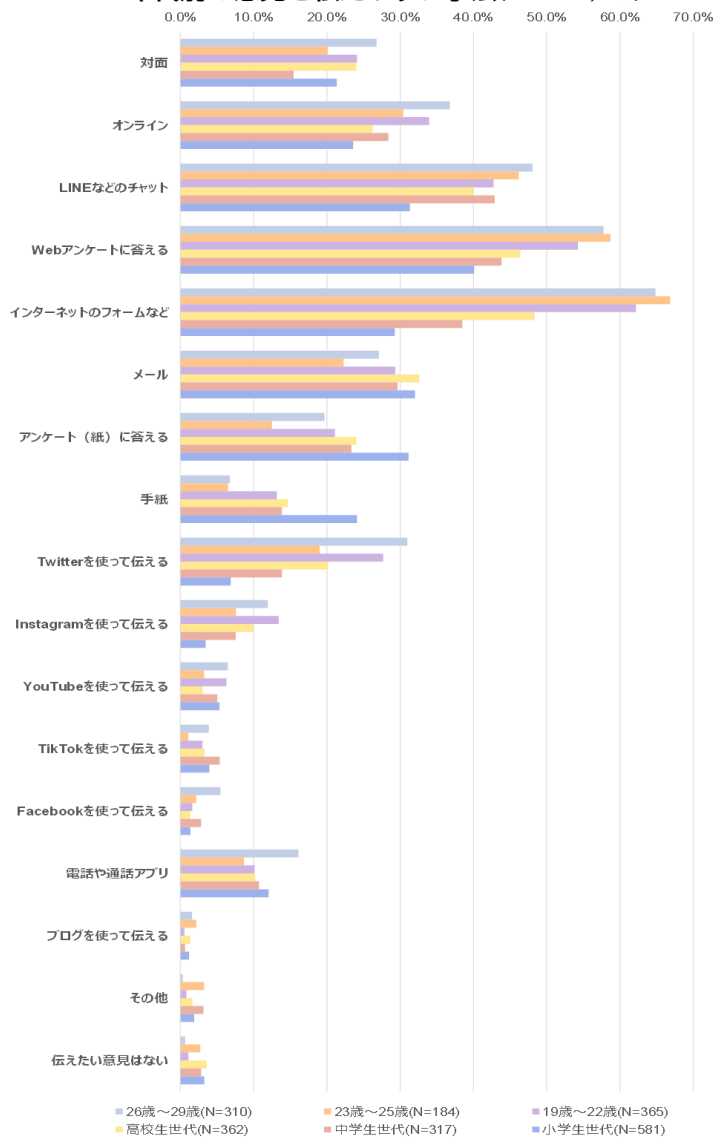


こども・若者の状況

令和4年度調査研究で実施した小学4年生から20代向けの Web アンケートでは、手法ごとに年代別の傾向があった。

- 「対面」「オンライン」「LINE 等のチャット」「Web アンケートに答える」「インターネットのフォーム等」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向
- 「メール」「アンケート(紙)に答える」「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向
- 「Twitter」「YouTube」「Facebook」では 26～29 歳が最多、「Instagram」では 19 歳～22 歳が最多
- 「TikTok」では中学生世代が最多である。「電話や通話アプリ」は 26 歳～29 歳の割合が最多

年代別の意見を伝えやすい手法(MA n=2,119)²⁹



²⁹ 出典)令和4年度調査研究



② 意見を聴く手法の特徴

意見反映のためのポイント

- 意見を聴く手法(対面、オンライン、アンケート、SNS を活用したチャット等)の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。

行政職員がこども・若者の意見を聴いたり、こども・若者が行政職員に意見を伝えたりする手法は様々ありますが、

- 直接会って意見を聴く(以下、「対面」という。)
- オンライン会議システムを活用し、パソコンやスマートフォン越しに意見を聴く(以下、「オンライン」という。)
- Web や紙によるアンケート
- SNS を活用したチャット
- 電話
- 手紙や意見箱

等があります。

こども・若者議会のイメージ³⁰



オンラインのイメージ³¹



³⁰ 出典)「子ども県議会」(滋賀県)
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300359.html>

³¹ 出典)こども家庭庁いけんひろば「こども大綱」「こどもまんなか社会」をいっしょに考えよう」



対面のイメージ³²



チャットのイメージ³³



以下では、よく使われる対面、オンライン、アンケートのほか、こども・若者向けに行政職員の関心が高いチャットの特徴をまとめました。必ずしも特定の手法だけに限った特徴ではありませんが、それぞれ得られやすいメリット、生じやすいデメリットがありますので、意見を聴く目的や対象とすることも・若者の特徴に合わせて手法を選択し、複数の手法を組み合わせてください。

① 対面

こども・若者に集ってもらい、直接会って意見を聴く手法です。意見の聴き方として、気軽に話す座談会や質問に答えていくヒアリング(グループや個別)、アイデア出し等の活動を伴うワークショップ、こども・若者が一定期間活動する会議体(こども・若者会議/議会/委員会)等の形式があります。

こども・若者が一定の場所に集ってもらう場合だけでなく、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設等、こども・若者の活動の場や生活の場に行政職員等が出向く場合も考えられます。

対面の特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 相手の表情や仕草、反応を見ながら話ができる 複数の参加者がいる場合は他の参加者の意見を聴いて考えが深まったり広がったりする 頷き・相づち等により受け止められたと感じて意見を言いやすい雰囲気ができる 同じ問題意識を持つこども・若者同士と出会い、交流することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 移動を伴うため、遠方からの参加は時間的、経済的負担が大きくなる 一人で移動や宿泊が難しい年齢の参加者の場合は、保護者の送迎等が必要となる。 こども・若者の学校や仕事と重ならないよう週末に開催する等、開催できる日が限られる 一度に参加できる人数が限られる

³² 出典)令和4年度調査研究

³³ 出典)同上



	<ul style="list-style-type: none"> 意見を強く言う人を目のあたりにすると圧倒されやすく、子ども・若者によっては他の手法に比べて意見を言いにくくなる
--	---

ヒント 審議会、懇談会等への子ども・若者参画と工夫

- 審議会のようにおとなの人数が多い話し合いの場では、子ども・若者が話しやすい環境を確保できるよう配慮する。
 - 会議における子ども・若者の人数をできるだけ多くするか、子ども・若者のみから構成される「子ども審議会」のような会議体を下部組織として設置する。
 - 委員の服装をスーツにせずカジュアルにする。
 - 子ども・若者にやさしい配布資料をつくり、やさしい言葉で説明する。
 - 他の委員同様、子ども・若者も学校や部活動、仕事等があることを考慮して開催時間を設定する。

② オンライン

オンライン会議システムを活用し、パソコンやスマートフォン越しに意見を聴く手法です。対面の場合と同様、意見の聴き方として、ヒアリング、ワークショップ、子ども・若者会議／議会／委員会等のほか、パブリックコメントや署名活動をオンラインで行うオンライン署名の形式もあります。

オンラインの特徴から、接続環境があるかどうか事前に確認することや、子ども・若者がアクセスできるようサポートすること、対面以上にお互いを知り話しやすい雰囲気をつくる「アイスブレイク」や交流の時間を設けたり、お互いにリアクションすることをグラウンドルールに入れる等の工夫をしましょう。

オンラインの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 住んでいる場所や移動に伴う時間・費用、怪我・障害等の困難があっても参加しやすい ビデオオフやアバター機能、オンラインチャットにより、顔を見せずに緊張感が少ない形で参加ができる 公民館や学校等の慣れ親しんだ場所にオンライン参加会場を設ける場合、友達や先輩等と一緒に参加することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 接続端末とWi-Fi等の通信環境がない子ども・若者が参加できない 対面に比べて表情やリアクションが分かりづらく、人によっては不安になる場合がある 全員の画面が必ずしも見えないこともあり、発言するタイミングが分かりづらいことがある 画面越しに正面で向き合うため、対面以上に集中力を使い、疲れやすいと感じる場合がある 子ども・若者がオンラインで接続する場所によっては、周囲に何を話しているか聞こえることで意見を言いつづらくなる場合もある



	<ul style="list-style-type: none">• 周囲におとなが居る場合、「自由な意見」を述べにくい環境にある可能性がある
--	--

③ アンケート

知りたい事について同じ質問を多数のこども・若者に対して行い、回答してもらうことで意見を集める手法です。質問用紙を配布して行う形式やオンラインで行う形式があります。質問に対して回答の選択肢を用意することで効率的に意見を集めるやり方や、回答を自由記述にすることで定性的な意見を集める方法があります。

GIGA スクール構想では多くの学校で児童・生徒一人に一台パソコンやタブレット端末が配布されており、こどもの生活環境にかかわらず端末と通信環境が整い始めています。それらを活用することで Web アンケートを実施している自治体があります。

なお、文字情報による意見収集となるため、年齢及び発達の程度によってアンケートの文言や表記方法、質問数等に配慮が必要です。

アンケートの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 質問に答える形式のため意見を伝えやすい• 匿名にすることができ、意見を言う心理的ハードルがより下がる• GIGA スクール構想により整備された端末を活用することができる場合、生活環境にかかわらず意見を言うことができる• 運営の観点では、他の手法に比べて大勢のこども・若者の意見を集めやすい• 運営の観点では、選択形式とする場合は効率的に意見を集め、データ化しやすい（実態や傾向を定量的に把握可能）• 特に Web アンケートの場合は効率的に意見をまとめられる	<ul style="list-style-type: none">• 意見の背景や理由等、言いたい事が十分に伝わらない• 質問数が多いと回答負荷がかかる• 事前説明がなければアンケートの趣旨や質問の意図を十分にくみ取れない場合がある• 意見の深掘りが比較的難しい。• 回答におとなの意向が反映される場合がある• 参加者の年代の幅が広い場合、質問の意図を変えずに「やさしい版」を作成する必要が生じる

④ チャット

SNS のチャット機能を活用し、テキストを使って相手に意見を伝える方法です。特定の相手にだけ伝える相談形式や、グループで話すグループチャットの形式があります。

グループチャットの場合でも、こども・若者だけにせず、安全で安心な場となるようファシリテーターの配置が望ましいです。また、SNSについてはフィルタリングが推奨されるものや、こどもの健やかな育成に関する課題につ



いても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、子ども・若者本人のITリテラシーや、保護者への丁寧な説明が必要です。

チャットの特徴	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 子ども・若者が日常的に使うスマートフォンやタブレットから参加できる• 自分のペースでいつでも、どこでも意見を言える• ニックネームを使用すれば匿名性を高めることができるため、直接相手に意見を言いづらい場合でも意見を言いやすい• リアクション機能により意見が受け止められたと感じやすい• 言いたい事をじっくり考える時間がある	<ul style="list-style-type: none">• IT機器やインターネットを使用できる環境にない、ITリテラシーやSNS活用が不得手等の子ども・若者が参加しにくい• 自由な発言ができるため話がそれてしまうことがある• 何を言うか考えているうちに議論や話題が進んでしまい、意見を言いたくなくなることもある• 投稿が多いと発言が流れてしまい、反応がない・意見が受け止められないことがある• 文字のみによる手軽さから不適切な発言が相対的に出やすいことへの対応が必要（進行役のファシリテーターを配置する等）• 運営の観点では、時間帯を問わず投稿できてしまうことへの対応が必要（意見交換をするコアタイムを設ける、深夜時間帯は投稿しない等のルール決めをする）• SNSを利用できない年代（小学生等）の子どもには活用できない

🔄 振返りをする

意見反映のためのポイント

- 安心して意見を言えたか、子ども・若者が振返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振返りをしている。

意見を聴く場の最後に、安心して意見を言える場であったのか、参加者の子ども・若者自身にアンケート等で評価してもらいましょう。複数の人がいる話し合いの場では言えなかった、追加で言いたいことがある、言ったことを変えたい、嫌だったこと等、その場では聴けない声が聴かれることがあります。何か伝えたい事がある時のために、今後の連絡先も伝えます。



意見を聴く場の終了後は、主催者やファシリテーター、サポーター等、その場に関わった関係者全員で良かった点や改善点について振り返りを行い、フィードバックし合います。次回の場の参考とできるよう振り返りの内容を記録します。



6. 意見を反映する

意見反映のためのポイント

- こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

② 意見反映の意義

全てのこども・若者について、その年齢及び発達の数度に依じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければなりません。意見の反映は、こども・若者の声を真剣に受け止めて、何がこども・若者にとって一番よいことかを考えることから始まります。

意見を聴いただけで終わらせることは、始めから結論が決まっている「参考扱い」、当事者であるこども・若者の声を聴いたという「形」を作っただけと言われても仕方ありません。形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。(p.5参照)

逆に、意見がしっかり受け止められた、自分たちの意見でより良い変化が生まれたと感じることができれば、こども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながり、政策がより良くなること以上の意義が生まれます。

③ 意見の反映方法

意見の反映方法は様々です。意見を聴き共有するだけで終わらせるのではなく、計画や施策に反映し、文章等を公開することのほか、こども・若者が直接、施設運営や施策決定に関わるという反映方法があります。

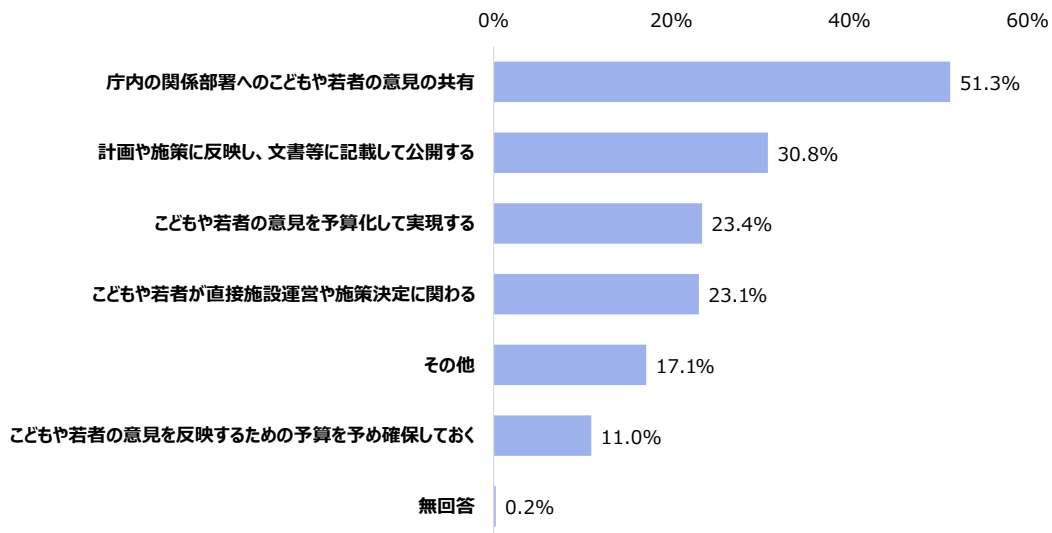




取組状況

地方自治体の取組の反映方法として、「庁内の関係部署に共有する」が半数を占めている。

子どもや若者の意見の反映方法(MA n=811)³⁴



反映にあたっては、事業の改善に意見を反映することや、審議会や委員会等の資料とするほか、指針・答申への反映、広報物等の資料の改善等が子ども・若者の意見の反映方法として考えられます。反映した上で、反映できなかった意見を含めてフィードバックとして³⁵、文書等に記載して公開しましょう。

意見を反映するには、子ども・若者の意見を行政職員が反映することのほか、前橋市のように子ども・若者自身が反映に関わる事例もあります。また、磐田市の事例のように、子ども・若者の意見表明に周囲のおとなが関わり、対話を重ねることで、意見が政策に反映されるためにはどのような点を考慮する必要があるのかを伝え、議論を深めることで反映されやすい意見形成をサポートすることも大切です。

子どもが提案から実現まで関わる取組(群馬県前橋市)³⁶

「まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクト」では、子どもの視点から前橋のまちづくり施策や地域資源の活用策、地域課題に対する解決策等のアイデアを提案してもらい、審査を経て採択された事業を子どもが主体となっておとな(親や学校の先生等)の支援を得ながら実施する。また、審査を行う側にも子どもが関わり、子どもの視点を取り入れた審査を行っている。

³⁴ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問は子どもや若者の意見を反映する方法。

³⁵ 反映できなかった意見については、なぜ反映できなかったのかを含めてフィードバックをするようにします。

³⁶ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート



こどもの声に力を持たせる関わり方をする行政職員アドバイザー(静岡県磐田市)³⁷

高校生の柔軟な発想と創意工夫を活かして、市が抱える課題の解決や事業の推進を図るとともに、将来の磐田市のまちづくりを担うべき人材の育成を目的として「いわた高校生まちづくり研究所」を実施している。市の職員を対象にアドバイザー研修を実施。提案の根拠を調べることや他の地方自治体での取組との比較、違う立場の関係者の意見を聴く、効果を定量化すること等をアドバイスすることで、「こども・若者の声に力をつける」サポートを数か月にわたり行い、市政に反映しやすい提案づくりに行政職員が伴走している。

FAQ

Q 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A

こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明したこども・若者の年齢及び発達程度に応じて、出された意見を正當に考慮することです。それは、こども・若者にとって一番良いことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくることです。

💡 ヒント 反映を促す

- こども・若者の声を聴いた部署と反映を検討する担当課が異なっていることがあります。意見を反映するかは担当課が判断することが多いですが、反映状況をホームページで公表すること、こども・若者に反映結果をフィードバックすることを伝えることで、担当課が意見を反映することを前向きに検討するきっかけとなっています。(岐阜県)

³⁷ 出典) 令和5年度「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」



7. フィードバックをする

意見反映のためのポイント

- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明(フィードバック)している。
- フィードバック資料は、子ども・若者が読みやすいよう工夫をしている。

政策への反映の検討プロセスや反映結果を適切なタイミング・方法で、子ども・若者に分かりやすくフィードバックします。フィードバックは、意見を表明した人への誠実な説明の観点からも、子ども・若者に学びの機会をつくることや自己有用感を向上する観点からも重要です。自分の意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へとつながります。

なお、フィードバックの方法については、次に示すような資料で結果のみ伝える方法のみならず、意見を聴いた子ども・若者に資料とともに、意見を聴いた担当者や関係者が何に気づいたり学んだりしたのか、子ども・若者の意見によってどのような変容が起こったのかというプロセスを示すことも重要です。

➡フィードバックする内容

意見を取り入れるかどうかの考え方(判断基準)を示したうえで、寄せられた主な意見、反映結果、反映されなかった場合の理由を整理し、意見を聴いた子ども・若者に直接あるいは紹介者経由で伝えます。その際は、意見を聴いた子ども・若者にしっかりと届くように工夫することが大切です。訪問してフィードバックする場を設ける方法や、パブリックコメントと同様に検討結果をまとめてホームページで公表し、そのページの連絡をフィードバックとしている例もあります。

居場所についてのフィードバック(子ども家庭庁「子ども若者★いけんぷらす」)³⁸

主な意見、意見反映時のポイントと意見が「子どもの居場所づくりに関する指針(素案)」のどこに反映されたのかを示した。また、反映されなかった意見についても、その理由を考え方とともに示した。フィードバック資料はホームページで公表し、公表後に掲載場所(URL)についてメールで子ども・若者に連絡することで、フィードバックに気づいてもらいやすいよう工夫している。

The screenshot shows a document with the following structure:

- 第2章2「子どもの居場所の特徴」への反映** (Response to Chapter 2, Section 2 'Features of Children's Places')
- 報告資料 (みなさんの声)** (Report Materials (Your Voice))
- 意見反映時のポイント** (Points for Opinion Reflection)
- 意見 (届いた意見)** (Opinions (Received Opinions))
- 今回反映されなかった意見について** (About Opinions Not Reflected This Time)
- 反映されなかった主な意見** (Main Opinions Not Reflected)
- 反映されなかった理由や素案以外の反映について** (About Reasons for Not Reflecting and Reflections Outside the Draft)

³⁸ 出典)子ども家庭庁いけんひろば「あなたが思う「居場所」は？」のフィードバック資料



➡子ども・若者にやさしい資料づくり

フィードバックする際の資料は、対象の子ども・若者にとって読みやすく伝わりやすいものであることが重要です。年齢及び発達に応じて、使用する漢字や用語に配慮したり、必要に応じて子ども・若者に分かりやすく書き直す「やさしい版」を作成する等の工夫をします。

子ども・若者の声³⁹

- フィードバックする場、結果を教えてもらう場が欲しい。(小学生・中学生)
- 反映されていなくても反映されない理由を伝えてくれれば向き合ってくれていると感じる。(18歳～19歳)
- 反映まで行かなくても、「ちゃんと受け取ってくれたんだ、決めるまでの過程で参考に使ってくれたんだ」と分かるのは重要だと思います。(20代後半)

³⁹ 出典)令和4年度調査報告書

8. 予算や体制をどうするか

意見反映のためのポイント

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

② 予算

子ども・若者の意見を聴くためには一定の費用がかかります。また、意見が反映される事業の予算を先に確保している例もあります。⁴⁰

子ども・若者の意見を聴くためにかかる費用の例⁴¹

- 対面のワークショップを行う
 - 職員人件費、募集案内作成費(デザイン代、印刷代)、会場費、会場装飾費、交通費(子ども・保護者等の同伴者)、講師やファシリテーター謝金、飲み物・茶菓子代、子ども・若者にやさしい資料作成費(デザイン代、印刷代)
- 子ども・若者会議を開催する(年間通じて定期開催)
 - 職員人件費、募集案内のための費用(作成費用、デザイン代、印刷代、配布費用)、交通費(子ども・保護者等の同伴者)、謝金(子ども・若者委員等)、飲み物・茶菓子代、(活動内容に応じて)調査や学習のための費用、(必要であれば)子ども・若者会議を放送するため費用、(必要であれば)子ども・若者会議のホームページを運営するための費用
- Web アンケートを実施
 - 職員人件費(アンケート設計等)、依頼のためのチラシの費用(作成費用、デザイン代、印刷代、発送費用)、アンケートフォーム開設・運営費、アンケート外注費(集計・分析費用、報告書作成費用、印刷代)、子ども・若者にやさしい資料作成費(デザイン代、印刷代)

子ども・若者の意見を実現するための予算を用意している事例⁴²

- 少年議会において、独自予算(45万円)で政策を立案、実現させている(山形県遊佐町)
- 市長の附属機関である「若者議会」は年間1,000万円までの予算提案権を持ち、政策を市長に提案する。市議会の承認を経て、市が実施している。(愛知県新城市)

⁴⁰ 令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートでは、年間予算額は、市区町村はゼロ円や50万円未満との回答が多く、指定都市や都道府県は100万円以上500万円未満が多いとの結果であった。ただし、ゼロ円は、予算をかけずに意見聴取を実施している場合と全体の事業予算に含まれている場合があると想定されることから、ゼロ円で各機関の意見聴取の取組を進めることを推奨するものではない。

⁴¹ 既存の事業予算の範囲で実施することやオンライン開催にする、外注せずに職員で実施する等の工夫により費用は変わってくる。

⁴² 出典)令和4年度調査報告書

- こどもが主体になって実現させることを前提に、企画内容が認められたこどもの提案に対する補助金として予算措置が行われている。行政課題の解決につながるプランには、1件あたり上限50万円の補助金が支給される。(東京都町田市)

一方、予算がないからこども・若者の意見を聴けないというのは本末転倒です。多額の予算をかけずにできることはあります。取組を始める時点で十分な予算が確保されていなかったとしても、意見を聴く手法を工夫しながら進めることは可能であり、改善・拡充において予算措置を検討することが重要です。

💡 ヒント 予算上の工夫

- 意見を聴く場をオンラインで開催したり、アンケートをインターネットで実施したりする
- こども議会を小学校・中学校・高校全校で実施する代わりに輪番で開催する
- こどもの意見表明の場を行政が用意するが、こどもの活動資金は市民団体の基金が提供する

🔄 体制づくり

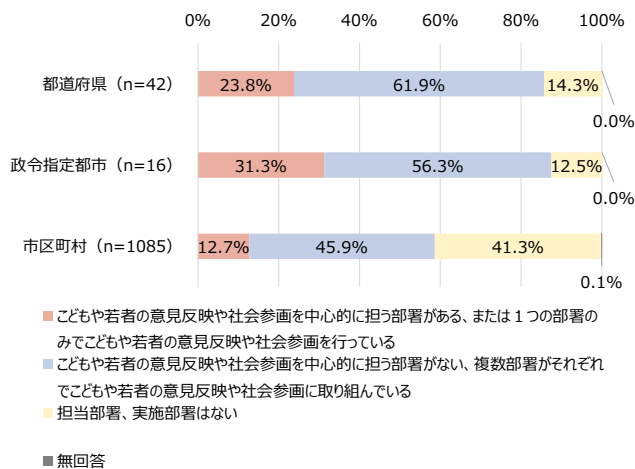
① 担当部署

こども・若者の意見反映については、各府省庁や各地方自治体で多くの部署に実施していただくことが望ましいです。その際に、各部署が各々行うのではなく、部署ごとに連携して行い、その知見等を共有することが重要です。また、こども・若者の参画を中心的に担う部署を決め、定期的にアンケートにより庁内のこども・若者参画の進捗状況をその部署が把握し、継続的にこども・若者の意見を聴き、反映する取組を庁全体で推し進めていくことを行っている自治体や、庁内全体で意義の理解や取組が進むよう職員に向けた指針を作成している自治体もあります。

取組状況

こども・若者の意見反映や社会参画のための担当部署や実施部署がない地方自治体は、市区町村では41%だが、政令指定都市や都道府県では14%以下である。

意見反映部署の設置状況(SA)⁴³



⁴³ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問は、こどもや若者の意見反映や社会参画を中心的に担う部署、実施部署について、現状の状況として当てはまるものを選択するもの。

② 人材確保や外部連携

意見を聴くための場をつくるにあたり、担当部課室以外で、こども・若者に関する専門的知識や経験を有する庁内の人材がないか、外部で連携できるところがないか等を検討します。

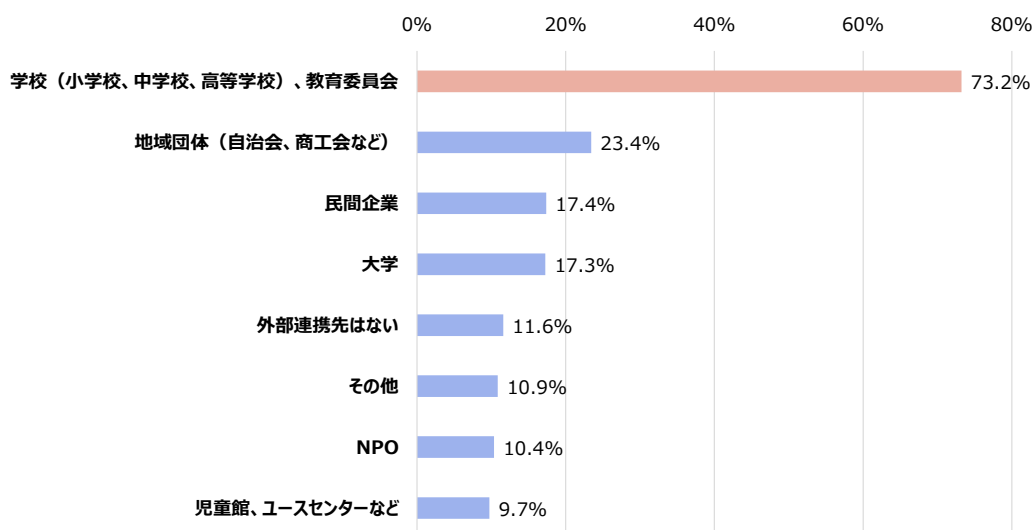
外部連携先

令和5年度府省庁事例調査、都道府県・市区町村向けアンケートによると、外部連携先のトップは府省庁も地方自治体も学校でした。そのほか、児童館や青少年センター、児童養護施設等、こども・若者の生活の場や活動の場で活動する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員、ボランティア、教育委員会や学校との人事交流の出向者を活用している例もあります。また、地方自治体間で連携することで、効率的にこども・若者の意見を聴く取組を行うことも考えられます。

取組状況

こども・若者から直接意見を聴く取組について外部の連携先は学校や教育委員会が多い。

こども・若者の意見反映の取組の外部連携先(MA n=811)⁴⁴



ヒント 外部との連携内容

- 学校現場を知る教育委員会の出向者が小学校での出前講座を学校に提案し、小学生の意見表明機会を作っている
- こども・若者の日常的な意見表明に関わっているユースセンターの職員が、行政職員に対して研修を行っている
- 小中学生を対象とするこども会議の進行やサポーターを、過去に会議に参加していた大学生や若手の社会人が担っている

⁴⁴ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケート。質問は、取組を推進するにあたっての外部連携先。

コラム こども・若者意見反映サポート事業⁴⁵

こども家庭庁は、希望する地方自治体に対して、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や、意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣等を行うことで、地方自治体における意見反映の取組を推進している。

➡ 評価

こども・若者の意見反映は、取り組みやすい政策や、府省庁や地方自治体の重要政策から始める等、試行錯誤を経ながら拡充していくことになると考えられます。個々の意見を聴く取組について、参加したこども・若者の視点や関係した職員・外部協力者の視点から定性的に評価し、次の意見を聴く機会に向けた改善点を整理しましょう。

あわせて、意見反映の取組が進んでいるか定量的に評価することも大切です。組織全体でこども・若者の意見を聴いて反映する取組の状況を把握し、こども・若者の意見を聴く事業数の増加や取組を実施する部署数の増加、こども・若者の関わり方の変化や意見反映状況等を定量的に評価し、進捗を把握しましょう。こども・若者の声が反映される社会に向けた変化を分かりやすく可視化することができるため、庁内で共有することで改善点の話し合いに活用したり、こども・若者へのフィードバックやより良い意見反映の場づくりに活かしたりすることができます。

⁴⁵ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/>

第3章 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映

1. 声を聴かれにくい子ども・若者を考慮する

意見反映のためのポイント

- 声を聴かれにくい子ども・若者がいることを理解している。

② 声を聴かれにくい背景

子ども・若者の声が聴かれ、政策に反映されるためには、

- 社会の仕組み・ルール、政策課題について知る機会があること
- 意見を伝えやすい相手が身近に存在していること
- 意見の背景にある状況や環境について相互理解がされていること
- 安全で安心な場所で意見を言う機会があること
- 意見を言う時や言った後の心理的安全性が確保されること
- 自分が伝えやすい表現方法で伝えることができること



等が必要です。しかし、子ども・若者が抱えている困難性や特性、置かれている状況によってはこれらの前提が満たされておらず、声をあげづらい状況にある子ども・若者もいます。そのような子ども・若者は、様々な形で思いや願いを発しているにもかかわらず、意見を聴く側の配慮が足りないことで、声を聴かれにくい状況にあります。

政策をつくる側が意識して取り組まなければ、声が聴かれず、意見が反映されにくい子ども・若者がいることを理解し、全ての子ども・若者が意見を表明する機会をつくり、その声を政策に活かすための努力や一人一人のニーズに配慮をすることが必要です。

② 声を聴かれにくい子ども・若者

どのような子ども・若者の声が聴かれにくいでしょうか。

子ども・若者から意見を聴く際には、学校や地域、職場等の生活の場、また行政の SNS やホームページ等を通じて情報提供をし、発話・日本語による対話や文章を通じて、出てきた「意見」を政策に反映することが主に想定されると思います。令和5年度調査研究では、これらを前提に意見を言う・聴く際の困難性(声を聴かれにくいポイント)に着目して、下表のように声を聴かれにくい子ども・若者を考えました。

声を聴かれにくいポイント	子ども・若者の例	声を聴かれにくさの例 ⁴⁶
<p>学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不登校の子ども • 中退した若者 • 経済的に困難な家庭の子ども・若者 • ヤングケアラー • アクセスの難しい地域に住む子ども・若者 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ヒアリングの場に、学校の知り合いが同じ場にいる可能性があることで参加しにくいことがある。(意見を言う機会があったとしても)みんなが集まる場所に行くことに抵抗がある • 政策に自分事として接する機会が少なく、政策が縁遠いものという認識があるため、政策に対して意見を言う気持ちになりにくい • ヤングケアラーは、自分がヤングケアラーだと自認していないことが多いため、ヤングケアラーの立場で意見を言いたいという人にアプローチすることが難しい • 自分の思いを言える相手や本音を言えるコミュニティが無く、自分のことを語る際につまずくことがある • 会場までのアクセスが難しいことで、意見表明の催しやイベントについての情報を手に入れても、行くことができず、機会を奪われることがある • 自分が置かれている環境(経済的に困窮している、ひとり親家庭である)を周りの人に知られるのが嫌で発言を控えてしまう
<p>意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害児・医療的ケア児 • 外国人の子ども・若者 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自分の行動の理由や自分の思いをうまく人に伝えられない人もいる • 医療的ケア児のコミュニケーションは、指文字や握り返し⁴⁷等が活用されていることがあり、親や身近な人以外には伝わりづらいことがある • 日本語学習において、実用的な言葉を先に学び、気持ちや感情についての表現は後から学ぶため、抽象的に「気持ち」や「感情」を聞かれると、日本語で答えることが難しい
<p>意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者 	<ul style="list-style-type: none"> • 育ってきた経験によって、自分がどんな気持ちか分からなくなるまで感覚自体が失われていることもある

⁴⁶ 出典)令和5年度調査研究。有識者・支援者ヒアリングより引用。

⁴⁷ 指文字:単語を一文字ずつ指の形を変えて表現する方法。握り返し:手や指を握ることに対して、握り返して反応を伝えることで、コミュニケーションを取る方法。

	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受ける、または受けたことがあることも・若者 性的マイノリティのこども・若者 いじめを受ける、または受けたことがあることも・若者 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 何事に対しても自分に原因があると考えてしまい、言う前に自分で止めてしまう。言っても人が動いてくれないのではないか、言えば怒られるのではないか、を気にしてしまう アウティング(意図せず性的指向⁴⁸やジェンダーアイデンティティ⁴⁹を第三者に知られること)のリスクがあるため、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを明らかにした上での意見表明がしづらい いじめの情景を思い出したくないと感じたり、話すことで苦痛に感じたりすることがあるため、話したがらないことが多い
<p>言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(思いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期のこども(0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児) 	<ul style="list-style-type: none"> 声には出さないが表情等で表現することもあるため、声に出していることと考えていることが異なる可能性がある 乳幼児は今を生きているため、今の最善は言えるが、先のことを考えて意見できるわけではなく、時間が経つと意見が変わることがある

なお、声を聴かれにくいこども・若者が直面している課題は複合的であるため、声を聴かれにくいポイントが複数ある場合があります。各カテゴリーに記載されているこども・若者の例は該当すると考えられる属性の一部であり、該当する全てのこども・若者を網羅できているわけではありません。

また、令和5年度調査研究では調査の対象としませんでした。特定の属性にかかわらず、家庭や地域に安心できる居場所がないこども・若者や自然災害、感染症、事故、犯罪に遭った場合等の緊急事態下におかれたこども・若者も声を聴かれにくい状況にあると考えられ、その声を聴くことも重要です。

これまでの意見表明機会のつくり方を見直し、現状の意見を聴く場が声を聴かれにくい状況を生んでいないか、どのようなこども・若者が該当するか、各府省庁や地方自治体で考えてみてください。

⁴⁸ 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。(出典:性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関する Q & A (<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/ga/index.html>))

⁴⁹ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。(出典:同上)

2. 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映に取り組む意義

声を聴かれにくい子ども・若者の声を聴き、政策に反映することは、子ども・若者の置かれた状況や特性に関わらず取り組むべきことであり、それ自体に意義があります。第 1 章で述べた子ども・若者の意見を聴く意義との関係では以下のようなことがいえます。

➡1 つ目の意義(「子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」)との関係

声を聴かれにくい子ども・若者が抱えている困難性や経験、考え方は社会が取り組むべき課題を表しており、課題の複雑さ、ニーズの多様性を反映しているといえます。子どもまんなか社会の実現に向けて、実効性のある施策をつくるうえで欠かせない意見であり、その意見を反映することで施策がより実効性のあるものになります。

➡2 つ目の意義(「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」)との関係

声を聴かれにくい子ども・若者は考えを聞かれることや周囲に思いが受け止められる経験等の意見を表明するための基盤が損なわれていることも多いため、声を聴かれ、尊重される経験を社会がサポートすることが、声を聴かれにくい子ども・若者のエンパワメント(自信を得て生まれながらもつ能力を発揮できるように支えること)になります。そのことが、自己有用感を高めることや、意思の表出、意見形成につながります。

3. 意見を聴く姿勢、工夫や配慮

意見反映のためのポイント

- 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。

🔄 属性に共通する大事なこと

① 先入観を持たずに向き合う

声を聴かれにくい子ども・若者と接する上で、ありがちな態度として「障害がある」、「外国の子ども」等の属性のみに囚われて、声を聴かれにくい子ども・若者を固定観念で見えてしまうことや、「かわいそうな人」と考えることが挙げられます。多様な境遇にあることは事実ですが、まずは一人の人として接することが大切です。常に子ども・若者の最善の利益を考え、「おとなの視点で考えた最善」ではなく、どのように意見を聴いたら良いか、必要なサポートがあるかについても、属性に囚われず、その子ども・若者に応じた環境を整える必要があります。一緒に話し合うことで、一人一人にあわせてどのような工夫や対応ができるか、ともに考える姿勢も大切です。

こども・若者の声⁵⁰

- 配慮していただけることはありがたいが、一方であまりネガティブに捉えられるよりは、ポジティブに捉えてほしい(高校生世代、ヤングケアラー)
- 属性で区切って特別な人に対する配慮という捉え方は、自分にとっても相手にとってもよくない態度で接することになると思う(高校生世代、性的マイノリティ)
- 担任と進路相談をした際に、ざっくりと成育歴を話したところ、「かわいそうだったね」と泣かれてしまった。そういった反応を望んで説明したわけではなかったため、距離感を感じてしまった。これをきっかけに間違った方向の善意を押し付けてくる状況が続いた。児童養護施設のこどもが不幸という思い込みのもと、対応をされてきた。「虐待されたから辛い・かわいそう」で理解が止まらないでほしい(虐待を受けたことがある若者・社会的養護)

② 成果に囚われ過ぎない

時間的な制約がある中で意見を聴こうとすると、「聴きたいことを聴く」姿勢になりがちです。しかし、こども・若者に意見を聴くとき全般に共通しますが、声を聴かれにくいこども・若者の場合は、意見を言うことのハードルが高いことが多いです。聴く側が期待する答えを言わなくてはいけないような雰囲気にするべきではありません。まずは十分な時間を確保して、こども・若者が話したいことを聴く、受け止める姿勢が大切です。

③ 属性別に留意すべきこと

① 学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難なこども・若者

➡「居場所や話せる場がないこども・若者」、「困難な状況にあることを自認していないこども・若者」への対応が存在する

基本的には、第三の居場所や支援団体等につながっているこども・若者を通じた意見聴取が考えられますが、そうした居場所等とつながりがなかったり、話せる場がないこども・若者に意見を聴くことも大切で、そういった存在も意識することが必要です。

➡困難な状況を理解し、本音を言える安心な環境を提供する

ヒアリングで同席する人をよく考えることが重要です。例えば、当事者が信頼している人や当事者と似た経験をもつ人がいることで、安心して本音を言いやすくなる等、安心できる環境づくりが必要です。

言葉の選び方にも注意が必要です。例えば、アクセスが難しい地域について、「あまり発展していない」や「田舎」、「僻地」といった表現を使うことで傷つくこども・若者がいるかもしれない、という認識が必要です。

⁵⁰ 出典)令和5年度調査研究

② 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要なこども・若者

→表明していなくても、意見をもっていることを理解する

意見が言語として表されていないからといって、意見がないわけではないという認識が必要です。意見を聴く時は、どんなこども・若者にも意思はあることを意識しましょう。意見を聴くことに工夫が必要なことや、意見を伝えることに時間がかかるかもしれないことを理解し、意見表明をサポートすることや時間をかけて向き合うことが重要です。

言葉だけが表現の全てではないことを認識し、表情や身振り手振り、沈黙等、あらゆる意見の表明を受け止める準備が必要です。

→どのくらい意見の表明ができるかを把握し、適切な準備やサポートを行う

体制や配慮を検討するためには、「どの程度意見の表明ができるか」について予め把握した上で検討します。安全で安心な環境にするためには、当事者の特性を予め把握し、どのような配慮を要するかを確認する必要があります。

→言葉による表現や意見表明ができない場合、適切な代弁の必要性を検討し、補完する

障害等で言葉による表現が十分にできないこども・若者の場合、適切な代弁で補完します。ただし、当事者本人の意思を尊重して代弁の必要性を考えることが重要です。少なくとも、意見の押しつけや誘導、本人に意思を確認せず意見を想像することはしてはなりません。

③ 意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要なこども・若者

→寄り添う姿勢が重要

意見を聴く場が安全で安心であるためには、意見を聴く目的や聴いた意見をどう使うのかを伝え、「あなたの意見を生かしたい」、「あなたのためにもなると思っているので、できるだけ協力してほしい」という気持ちを示すことが大切です。

→信頼できる人がいること、聴くことが求められる

意見を言うことが安全で安心でないと感じるこども・若者にとっては、意見を伝える相手との信頼関係がとても大切です。意見を聴く際には、何度か対話を繰り返し、信頼関係を築いたうえで行うことが望ましいのはもちろん、信頼できる人や支援者が同席している環境を用意することが必要です。

➔匿名性や秘密が守られることが重要

「誰に参加を知られるか」、「言ったことが誰に知られるか」ということを参加者が気にする点に注意を払うことが求められます。本人が秘密にしたいことを他の参加者や家族等に知られてしまうおそれがないか、参加の際に保護者の同意を求めることがハードルを高めないか等も確認しましょう。

➔権利侵害の経験に対する十分な配慮、話すことによる心理的負担や権利侵害等への対応・連携体制

意見を聴く際に、参加者が権利侵害を受けた経験等を話す場面も想定されるため、配慮が必要です。子ども・若者への不適切行為や権利侵害を発見した時、悩みの相談を受けた時に、適切な相談機関にきちんとつなぎ、どこかの相談機関がどういうことをしているのかを本人に説明することや、必要に応じて支援機関への相談をサポートすることが大切です。

④ 言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(思いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児

➔乳幼児を一人の人間として尊重し、意見を言えないと決めつけないこと

乳幼児は、おとなが思っている以上に様々なことを理解していることが多いです。しかし、その表現は幼いため、おとなは「まだわからない」と判断してしまいがちです。乳幼児だから話してもわからないだろう、乳幼児だから大した意見をもっていないだろう、という先入観を取り払い、一人の人間として向き合うことが必要です。

意見を言う際に、考えがまとまらなかったり、言葉として表現するのに時間がかかったりしてしまうことがありますが、おとなが答えを誘導してしまわないように、「待つ」ことが重要です。

➔日常の場面であらわれる様々な表現を大事にし、受け止める

乳幼児は、言葉による表現だけでなく、体の動きや音・環境への反応(表情、発声等)等によって自分の声(意思)を表現することが多いため、非言語的なコミュニケーションを観察し、意思を読み取ることが重要です。また、声に出していることと考えていることが異なる可能性についても留意します。

➔乳幼児が生きている時間軸や身近な内容に寄せて考える

乳幼児は、目の前のことについて意見を言う傾向にあるため、意見を聴けたとしても、その意見は変わるかもしれないという前提で意見を聴きます。また、国や地方自治体といった機関、社会の仕組みやルールという抽象概念は難しいと感じるため、地域課題や都市計画の話であれば「まち」、環境問題の話であれば「花」等、乳幼児にとって身近な内容に寄せて問いかけをし、意見を求める必要があります。

➡意見反映・参画体験の積み重ねが大切

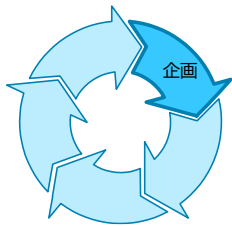
乳幼児の意見表明の機会を増やし、意見表明や参画の経験を積み重ねていくことによって、意見を言う力が備わり、意見を言いたいという気持ちが醸成されていくことが期待できます。意見を受け止める側も、意見を聴く取組を積み重ねることによって、ノウハウや知見が蓄積されていきます。

🔄 意見反映プロセスで留意すること

意見反映のためのポイント

- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている
- 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している

① 企画する



- 支援者と十分に連携
- 圧迫感がなく自由な対話の場であると伝える
- 安全・安心であること
- 当事者が参加しやすい状況から始める

こども・若者の意見を聴くことに、「これさえ行えば良い」という線引きはありません。声を聴かれにくい属性の当事者だけでなく、どのこども・若者にとっても常に「最善のヒアリングの場」となるように、どのような環境を整備すれば良いか、個別のこども・若者に応じた配慮を考えることが大事です。

体制

➡支援者と十分に連携する

声を聴かれにくいこども・若者の困難な状況についてよく理解している支援者や、本人が信頼している人がヒアリングの時に側にいると、安心できることがあります。ただし、実際にヒアリングの時に同席してほしいかどうかは、その当事者によって違うため必ず確認しましょう。

➡圧迫感がなく自由な対話の場であることが伝わる環境づくり

意見を聴くおとなの人数は、多くなり過ぎない方が良いです。服装は、聴く側も参加するこども・若者も自由であることを事前に伝えることで、参加者の参加にあたってのハードルを下げるすることができます。

こども・若者の声⁵¹

- 色々な人がいる環境でヒアリングをする場合、似た境遇の人がいると心強いし、話しやすい。半分以上はいてほしいと思う。(20代前半、中退)
- そもそも知らない人と一緒に話し合いをすることは無理だと思う。(身体が小さいから)ずっと見られるし、目線を感じると思うから嫌だ。(小学生、障害)
- 参加者がみんな LGBTQ の場や、カミングアウトしている人同士の場であっても、(知らない人の中で発言するのは)やはり難しいと思う。怖さがある。(高校生世代、性的マイノリティ)
- 学校ではネパール人の友達が 2 人いて、日本語を話すのを手伝ってもらっている。1人より友達の方が話しやすい(中学生、外国人)
- 初めての人と会った時もお友達がいたら緊張しない。(乳幼児)

場所・環境

→安全・安心であること

話したことや個人情報が、勝手に誰かに伝わらないことはとても重要です。グラウンドルールやヒアリングの目的、意見を聴く人等の情報を十分にオープンにします。話を聴くたびに人が入れ替わるのではなく、特定の人が普段から関係をつくり、信頼を得た上で意見を聴く体制をつくるのが望ましいです。

💡 ヒント⁵²

- **ヤングケアラー:**本人の意思を確認せず、相談内容を家族に伝えてはならない。また、家族の状況を周囲に知られたくない場合があるため、関係機関に連携して良いか否かは、本人や保護者の同意を求めることが必要
- **障害児:**障害の種類や個人の障害の程度によって対応の仕方が異なる。ある人にとっては助けとなることが、別の人にとっては苦痛となることすらある。相手の身になって、本当に必要とされている支援をよく見極め、判断することが大切である。一方的な支援はかえって迷惑にもなりかねないので、必ず本人の意思を確認して行動することが必要
- **社会的養護の下で暮らすこども:**一時保護所では通信機器の持ち込みが制限されているため、施設に出向いて直接話を聴く必要がある。また、施設で話を聴く際は、必要に応じて、職員や他の人に会話を聞かれることがない環境を用意する
- **虐待を受ける又は受けたことがあるこども・若者:**
 - 虐待の影響の可能性を認識し、こどもの訴えや態度を否定せず、こどもの気持ちを受け止める。こどもの不安や負担に配慮し、目的や方法を明確に伝える。こどもが親へ隠し事をしたり、嘘をつかずにすむように配慮することが必要

⁵¹ 出典)令和5年度調査研究

⁵² 出典)令和5年度調査研究文献調査

- 事情聴取のように次々と確認するような問いかけは避け、本人のペースを尊重する。こども・若者がこれ以上話せないと感じた場合、無理に追及せず、話題を変える等して本人を追いつめないように配慮する
- 「誰にも言わないから」、「親には言わないから」という約束はしない。こども・若者を守るためには他の人に話をするともあると伝え、みんなの知恵を借りて本人を守る意向を伝えることが大事

● 性的マイノリティのこども・若者：

- 法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものを除いて、性別欄は廃止する。必要な場合は、その理由を説明し、記載を任意や自由記述式にする工夫が必要である。また、男女のほかに「その他」「答えたくない」の欄を設ける等の配慮も大切である⁵³
- カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止め、アウトティングは絶対にしない。支援や相談機関につながる情報を伝える場合は本人の意思を尊重することが望ましい

➔当事者が参加しやすい状況から始める

多様な状況に合わせてどういった場が必要か考え、当事者が安心して「参加してみたい」と思うような場が必要です。例えば、参加者に似た境遇の人が多くいる環境から始める、支援者や、当事者が信頼している人を交えた環境を用意する等のような状況から回数を重ね、徐々にインクルーシブな場をつくることも一つの方法です。

こども・若者の声⁵⁴

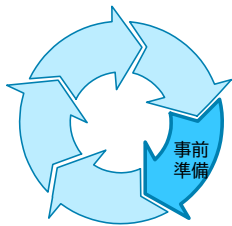
- 知らないおとなであっても、この場所(若者自立支援ルーム)に来てくれたことや、こども家庭庁から来た人のため「分かっている人」だと思ったので、大丈夫だった(20代前半、中退、2人からの意見)
- ヤングケアラーは、ケアをしながら参加してもらうことが想定されるため、外出が難しい人も多いと思う。その点で、オンラインのヒアリングという点はとてもいいと思う(20代前半、ヤングケアラー)
- こどもの本音は安全安心な場所だからこそ出てくると思う。オンラインの相談では、家の中は「隣の部屋におじいちゃん、おばあちゃんがいるのに喋れない」という声もよく聴かれる(20代後半、ヤングケアラー)
- 知っている存在が同席し、自分のホーム(ホームグラウンドの趣旨での発言)で話している状況は理想的。知らない場・知らない人からの連絡は怖い。ただし、同じ境遇でも個人の成育歴による。ある人はお店など、外出先の方が他人の目があり、監視カメラがあるので親が自制する効果が期待できて安心して話せると言っていた。聞く対象に対して事前にどんな環境なら話しやすいか、マクドナルドやカフェがいいのか等、具体的な選択肢を提示し、確認してもらえると良い。(20代前半、社会的養護)
- 学校でアンケートが配られた際に、自分の状況(暴力を振るわれていた状況)を書きたかったが、提出前に保護者が印を押さなければならなかったため、「普通」と書いた。アンケートがあったこと自体も親に伏せてほしい。(20代前半、社会的養護)

⁵³ なお、「その他」や「答えたくない」に回答したこども・若者が、全員性的マイノリティのこども・若者とは限らないことに留意する必要がある。

⁵⁴ 出典)令和5年度調査研究

- 自分から省庁や自治体に出向くのは、権力や(マイノリティである点で)数的に不利なので抵抗感がある。数名で話を聴きに来てくれるという機会は話しやすい。(高校生世代、性的マイノリティ)
- ヒアリングの場に行く時のドレスコードは事前に知っておきたい。スーツを着ないことでマナーに反する、敬意が足りないと思われると負い目を感じたまま参加したくない(高校生世代、性的マイノリティ)
- 新しい人が来たら悪いことしないかなって緊張しちゃう。いい人だったら怖くない。やさしい人だったら怖くない。(乳幼児)

② 参加者の募集・準備



- 身近なチャネルの利用
- 誰でも参加して良い場、安心して参加できる場
- こども・若者の状況や環境を十分に勘案して参加者を決定する
- 当事者のことをよく知り準備する

➡こども・若者にとって身近なチャネルの利用

ホームページで公募をしたり、公共施設にポスターやチラシを掲示したりするような従来の広報手段だけでは意見を聴く機会の情報が届くことに限界があります。声を聴かれにくいこども・若者にとって少しでも馴染みがあるチャネルの利用や支援者や普段利用している施設との連携が重要です。

💡ヒント チャンネルの例

- SNS
- 学校や教育委員会
- フリースクール、通信制高校、定時制高校
- 学習支援教室、こども食堂、国際交流協会、日本語教室
- 支援団体

➡誰でも参画して良い場、安心して参加できる場であると、情報をオープンにする

声を聴かれにくいこども・若者は自分が大した意見を言えない、自分が参加して良いのかと不安になったり、自分が少数派な状況でみんなの前で話をしなければならないことに緊張を覚えたりすることがあります。下記のような工夫により、誰でも参画して良い場、安心して参加できる場であることが伝わるようにしましょう。

💡ヒント 募集案内の工夫の例

- デザインの工夫をする(こどもの肌の色、髪の毛の色、車いすのこども等、多様なイラストを用いる)
- ドレスコードを示す(スーツを着なくても良い等)
- 障害の対応の可否を示す
- グラウンドルールをあらかじめ示す

- 意見を聴くファシリテーター等の情報(写真、経歴等)を示す
- 保護者の同意の可否を示す

➡こども・若者の状況や環境を十分に勘案して参加者を決定する

公募だけで声を聴かれにくいこども・若者を集めることは現実的に難しいです。支援者(当事者団体や当事者の居場所、施設等)にどのようなこども・若者に話を聴けそうか、相談することが良いでしょう。今まさに困難の渦中にあるこども・若者へのヒアリングは難しいことが多いことを認識し、状況の深刻さと意見表明のしやすさを十分に加味し、支援者等を通じて意見聴取の目的に合致したこども・若者に声をかけてもらう等の準備を丁寧に行うことが大切です。

信頼関係を構築するプロセスを経ることが時間的に難しく、予算の制約もあるなかで意見を聴くには、まずは意見があるこども・若者、意見表明をしやすいこども・若者を対象とするのも現実的な方法の一つです。ただし、そうした取組を続けながら、困難な状況のこども・若者の参画を広げていく努力が必要です。

➡当事者のことをよく知り、安全・安心に意見を言えるための準備をする

当事者にとっての危険信号、NGワード等、必要な配慮やどのような場所、手法が良いか、当事者の状況に詳しい人(当事者本人や協力団体、支援者)に聞きましょう。また、こどもの権利に関する研修や当事者の属性に応じた研修を受ける等、聴く側のスキル向上を行います。

💡**ヒント**⁵⁵ 属性に応じた準備や配慮の例

- **精神障害・知的障害・発達障害がある場合:** 自分の行動の理由や思いをうまく伝えられない場合があるため、根気よく話を聴くことが重要である。また、相手が理解しやすいように、やさしい言葉を使い、写真や絵を添えて説明すると良い。必要に応じて指差しをしたり、実物を見せたりしながら話すことが有効な場合がある。刺激や情報を整理するため、環境をすっきりとさせ、なるべく静かな場所を用意することが望ましい。
- **身体障害のある場合:** 介助は本人の依頼を受けてから行い、本人の意思を確認することが重要である。言語障害がある人もいるため、本人の意思を確認し、最後まで話を聴くことが大切である。また、必要以上にこども扱いをすると不快に思う人もいる。
- **聴覚障害のある場合:** メモを取る等して情報を提供することが望ましい。また、発音等で伝えることが難しい人に対しては、分かったふりをせず、もう一度話してもらったり、紙に書いてもらったりして、意思を確認することが大切である。
- **車いす使用者とコミュニケーションする場合:** 立ったままでは威圧感があるので、少し腰をかがめて同じ目線で話すことが望ましい。

⁵⁵ 出典)令和5年度調査研究文献調査

- **医療的ケア児の場合**:コミュニケーション支援の方法は、身体を使う主観的なものと道具を使った客観的なものがある。こどもの成長や認知機能の状態に応じて、複数のコミュニケーション手法を組み合わせる必要がある。
 - 道具を使う場合:シンボル(絵カード)、透明文字盤、VOCA(音声出力会話補助装置)、タブレット、重度障害者用意思表示伝達装置(スイッチ入力、視線入力)
 - 道具を使わない場合:指文字、指筆談、視線、脈拍 等
- **外国人の子ども・若者**:温かな雰囲気づくりを心がけ、やさしい日本語を使ったり、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切である。また、いつも 50 音表を手元に置いておくとうい。さらに、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真等の視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめることも考えられる。
- **乳幼児**:小児科や保育所は、乳幼児を念頭において設計されており、適した場所の一つである。乳幼児に優しい空間をどのようにするかは、乳幼児の年齢及び発達段階によって異なるが、不必要な騒音やその他の妨げとなるものを最小限にすること、コミュニケーションを促進したり、容易にしたりする家具やおもちゃ等を提供すること等が考えられる。また、聴く側と一緒に床に伏せたり、クッションや低い椅子に座ったりすることで、コミュニケーションが促進される。

③ 意見を聴く



- 多様な選択肢を用意する
- 本人中心で代弁は意見表明の補助とする
- 補足・訂正・取り消しの機会を確保する

対話の手段・声を聴く方法

➔多様な選択肢を用意すること

どの手法が良いとは一概に言えません。子ども・若者の状況や特性に応じて、様々な形で意見を伝えることができる環境を用意するつもりがあることを伝え、どのような手法が良いか本人に又は支援者等を通じて確認しましょう。特にプライバシーを守れるかどうか、家庭環境に沿うかどうか等に配慮が必要です。

子ども・若者の声⁵⁶

- SNS で意見を言うことは楽だが、表情が見えずコミュニケーションができないからあまり好まない(20 代前半、中退)
- オンラインで SNS やチャットなどテキストベースの方法は相談しやすい。最初は手軽さがとても大事だと思う(20 代後半、ヤングケアラー)

⁵⁶ 出典)令和5年度調査研究

- オンラインのヒアリングは参加しやすい反面、自宅にしか環境がないことが多い。話し声がケアをしている祖父に聞こえてしまう、あるいは母親に聞こえてしまうことで、躊躇することがあった(20代前半、ヤングケアラー)
- (直接意見を言うよりも、手紙であればゆっくり考えてたくさん書けるから伝えやすい?の質問に対して)うん。他の人がいる場所だと、自分の意見が知られてしまうことがあまり嬉しくない(中学生、障害)
- 翻訳アプリをよく使う。翻訳アプリで話すと、日本人と話しやすくなる。翻訳アプリを使ってほしいと伝えるのも難しい(中学生、外国人)
- (自宅でのオンラインは)親がいるから普通の声の大きさでしゃべることに抵抗があり、話にくい。メールやLINEで相談する手段があるといいと思う(高校生世代、性的マイノリティ)
- 意見を言うときに匿名性は大事。学校には意見ボックスがあり、匿名で意見を伝える機会はあるが、ボックスに紙を入れているところを誰かに見られるのが少し嫌だ。オンラインで匿名で意見を言えるのが一番言いやすいと思う(高校生世代、性的マイノリティ)
- 学校のアプリ(コンディションレポート)で「相談しようと思っっていること」に「はい/いいえ」をチェックする欄で悩みがあることを伝えたこともある。本当は直接言うのが苦手なので、自由記述欄がほしいが、自由記述の内容を伝えたい教員以外に見られたくはない(高校生世代、性的マイノリティ)

代弁の在り方

➔本人中心で代弁は意見表明の補助とする

本人がうまく意思を伝えられない時に、必要に応じて補助する、発言の整理を手伝うために代弁が必要な場合があります。ただし、当事者本人の意思を尊重して代弁の必要性を考えることが重要です。本人が何も喋らないことや沈黙にも意味があるため、注意が必要です。

なお、社会的養護下にあるこども・若者を対象に、児童相談所や児童養護施設等から独立した第三者として、こどもの意見を聴き、意見表明を支援する意見表明等支援員(こどもアドボケイト)が制度化されています⁵⁷。

FAQ

Q 意見を聴く中で不適切行為や権利侵害を発見したり、相談を受けたりした時はどうしますか？

A

政策について意見を聴く中で、その子に対する不適切行為や権利侵害について知ることがあります。こどものセーフガーディングのための指針に従い、一人で対処せず、あらかじめ決めておいた手順に従い、関係機関と連携することが必要です(虐待の通告は義務です)。

話をしてくれた本人の気持ちは大事にすべきであり、意見を聴いた担当者自身が支援を直接行うことは難しいという責任の範囲を明確にしつつ、解決のための選択肢を示して責任をもって対処しましょう。

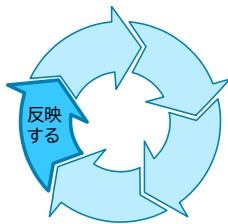
なお、こども・若者に対する事前説明や、当日の最初に、メールや電話で相談できる窓口を伝えることも大切です。

⁵⁷ 意見表明等支援制度の導入状況は地方自治体により異なる。

➡補足・訂正・取り消しの機会を確保する

「言い忘れ」や「後から発言を取り消したい」「誤解があった」等の場合に、本人から連絡できるようしておきましょう。また、「辛いことがあったら遠慮なく連絡してください」と伝えておきます。訂正や取り消しの確認依頼・受付等は、無理に意見を聴いた担当者が行うのではなく、支援者団体や担当の相談窓口が対応することが望ましいです。

④ 反映する

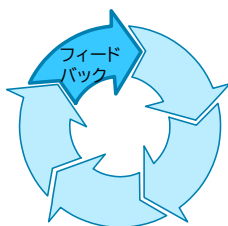


- 聴いた声から課題の複雑さやニーズの多様性を汲み取り施策に反映する

➡聴いた声から課題の複雑さやニーズの多様性を汲み取り施策に反映する

こども・若者の声を真剣に受け止めて、こども・若者にとって一番良いことかを考えます。声を聴かれにくいこども・若者の意見から、課題の複雑さやニーズの多様性を汲み取り、意見を反映することで施策をより実効性のあるものにします。

⑤ フィードバック



- わかりやすく、個々に応じた方法で結果をフィードバックする

➡分かりやすく、個々に応じた方法で結果をフィードバックする

これまでの経験から、社会に対する期待感をあまり感じていない可能性がありますし、意見を言うことやヒアリングに慣れていない場合、自分の意見が政策に反映されるという事に不安や責任を感じるかもしれません。

大切なことは、意見を受けとめたことを伝えるとともに、勇気をもって話してくれたことに感謝を伝えることです。そして、表明された意見が政策決定において考慮されたこと、社会にポジティブな影響を与えたことがしっかり伝わるようにフィードバックすることが重要です。フィードバックは、誰もが分かりやすい表現で行うとともに、必要に応じて本人や支援者に適切な方法を確認します。

声を聴かれにくい子ども・若者の意見を聴く工夫の事例(東京都府中市)⁵⁸

● ヤングケアラー

日本財団の助成事業において、市と一般社団法人ケアラーワークスが連携してヤングケアラーの実態調査を行った中で、アンケートを実施する際、こどもの置かれている状況や正直な気持ちを安心して回答してもらうため、アンケートの目的、活用法及び回答にあたっての注意点を説明した動画を作成した。

動画では、回答内容が成績に影響することはないこと、答えにくい質問には無理に答えなくてよいこと、個人を特定できないこと等を説明し、こども自身がヤングケアラーであることを隠したり、困っていること等を回答できないことがないように、動画を視聴してからアンケートに回答するように工夫している。

アンケートに、調査に関する問い合わせ先とあわせて、悩みや困りごとの相談先(電話とメール)を掲載し、アンケートをきっかけに相談したい場合にアクセスできるよう工夫している。

● 医療的ケア児

公立保育所での保育時は、医療的ケア児のために看護師と担当の保育士を1人ずつ加配し、個別対応を行う等、丁寧な意見聴取に努めている。プライバシーに配慮する必要がある内容について意見聴取をする際には、個室を用意して対応する等、プライバシーの保護に努めている。

学童保育では、医療的ケア児のために看護師を配置し、通常の育成を行う放課後児童支援員と看護師間で連携することで、医療面・育成面の双方から意見聴取に努めている。担当の看護師は学校での合理的配慮支援員を兼務しているため、児童が意見を表明しやすい環境整備ができています。

被災した地方自治体における子ども・若者の声をまちづくりに反映した事例(石巻市)

東日本大震災直後の2011年5月から6月にかけて、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(以下、「SCJ」という。)が、宮城県、岩手県の子どもたちに実施したアンケート調査の結果、1万1008票のうち9割弱にあたる約1万人の子どもたちが「まちのために何かしたい」と考えていることが分かった。その声を受けた SCJ が子どもたちに呼びかけ、岩手県山田町・陸前高田市・宮城県石巻市3つの地域で子どもまちづくりクラブが活動を開始した。

石巻市では、2011年7月に石巻市子どもまちづくりクラブが発足。同年夏には、復興に向けたまちづくりをめざし、「夢のまちプラン」を作成した。プランに込められた想いが「石巻市子どもセンター」として実現することとなり、地域や専門家と連携しながら子どもたちが企画・デザインを行い、2013年12月に完成、SCJ から石巻市に寄贈された。寄贈後は、石巻市の児童館としてこどもの意見を尊重した運営が展開され、2018年に指定管理者へ移行することとなった。石巻市は、2017年に実施した指定管理者選定の過程においてこどもの意見を聴くため「子ども委員」を設置し、選定に意見を反映した。以降も同施設の指定管理者選定において、同様の取組を実施している。

⁵⁸ 出典)令和5年度府省庁事例調査、都道府県・市区町村向けアンケート

ユースセンターが多様な若者の居場所になっている事例(尼崎市立ユース交流センター)

ターゲット支援型ではなく、ユニバーサル支援型として、オープンアクセスなユースセンターを設置。こども・若者と関係性を築く専門職としてユースワーカーを常勤で配置し、ケースワーカーやSSW等の福祉の専門機関やこども食堂等の地域団体とも連携を行うことで、不登校やヤングケアラー、非行少年等多様な課題を抱えるこども・若者の声が聴きやすい状況を作っている。

また、日常的なこども・若者の声から様々な事業展開を実施している。市内にスケートボード場がないという声から、センター内に簡易スケートボード場を設置。以降、様々な事情から学校や地域で問題行動を起こす若者の居場所となり、関係性を築きながら、個別の課題に合わせて、連携機関と一緒に対応を行っている。さらに、こども・若者の声を聴くために若者会議(ユースカウンスル)を設置。その運営をユースセンターが実施することで、ヤングケアラーや不登校、児童虐待経験者等の当事者が参画し、当事者が抱える課題や困りごとを表面化しやすい環境を形成している。

💡 ヒント 府省庁や地方自治体が取組んでいる声を聴かれにくいこども・若者の意見を聴くための工夫⁵⁹

- **日ごろの関係づくりや情報提供**
 - 日頃からこどもや父母に声をかけて、話しやすい関係をつくる心がけをしている。
 - 学校に加え、フリースクールや児童会館、区役所、まちづくりセンター等の地域の公共施設等、より多くのこどもたちの手にわたるよう、幅広く資料を配布している
 - 性的マイノリティ向けの居場所づくり事業について、年代の近い当事者が運営している
- **定期的な状況把握や関係者共有**
 - 就学支援アドバイザーを配置し、保育所や学校、保健師が連携して個別面談等を実施している
 - いじめ・不登校・虐待・ヤングケアラー等全てを含めた形で何か相談したいことは無いか、学校毎に定期的にアンケートを実施している
 - (小規模自治体であり)地区担当保健師が保護者やこどもと面談等を行っている。また、定期的に保育園・小学校・中学校の担当者会議を開催して情報共有を行っている
 - 市指導主事や市臨床心理士による巡回相談をしている
 - 医療的ケア児・本人や保護者に意見聴取を行ったうえで、医師を交え会議を行っている。また常時、加配保育士と看護師を配置している
- **事前の情報確認や情報提供**
 - 人権問題に関してこども同士で意見交換を行う交流会において、事前に参加児童生徒の状況を学校から確認して、当日安心して意見表明できるよう主催者に対して助言する
 - 参加するこどもと関わりのある団体等から、こどもが抱えている課題等を事前に聞き、ファシリテーターが配慮できるようにしている
 - 家族や学校にもカミングアウトしていないケースもあることから、参加していることを、家族や学校にも言わないことを広報時に伝えている
- **多様な意見表明手法や体制**
 - 学校で貸与されるタブレットを活用してアンケートを実施している

⁵⁹ 出典)令和5年度府省庁事例調査、都道府県・市区町村向けアンケート

- (紙)アンケートの提出先を学校もしくはポスト投函とする。選択肢による回答のほか自由記述欄を設ける
- 対面での意見聴取だけでなく、属性によっては書面や電話等を活用する
- 障害の有無等によって意思表示の方法を工夫している
- 学校においては、話しやすい教職員をこどもが選択できる
- いじめについて話を聴く際には、傾聴・受容、支援、自律の支持的風土を大切に話しやすい雰囲気づくりをする。担任や担当にかかわらず、児童生徒が話をしやすい相手が聞き取りを行う等、教育相談の体制づくりを行っている
- 個別の面接相談のほか、不登校・ひきこもりの状況にある方についても個別に自宅訪問等を行い、自宅等の話しやすい環境内で気持ちを聞き取るようにしている
- 教育・保育施設の乳幼児については、喃語や仕草、泣き声、表情といった、声にならない表現や未熟な言語等から、こどもの思いに気づいたり、くみ取ったりしている
- 対象者を踏まえたグラウンドルールを設ける(カミングアウトを前提にしない、相手のことはむやみに聞かない等)ことと、知見のあるファシリテーターを配置する

● 移動の課題対応

- アクセスの難しい地域のこども・若者について、必要であれば職員が公用車で意見を聴く場へ送迎する

⑥ インクルーシブな場にするための工夫

声を聴かれにくい境遇のこども・若者が直接関わる課題の場合、同じような境遇の人に限定した環境、支援者や信頼している人を交えた少人数の場が想定されます。

一方、より多くのこどもが広く関わる課題の場合、声を聴かれにくい境遇を含む多様な背景を持つこども・若者が参加する前提で、インクルーシブな場づくりをします。

💡 ヒント

- 敬称は「さん」で統一するか、呼んでほしい敬称を本人に確認してから呼ぶ
- 様々な家庭環境のこども・若者がいるかもしれない可能性を考慮し、「お父さん」「お母さん」という言葉を使わず、「保護者」「親御さん」等とも言わない。
- 「長期休みの思い出」等、金銭格差につながりかねない話題を安易に扱わない
- 不登校のこどもやニートの若者等、一見してはわからないバックグラウンドがあるため、年齢等から〇年生、大学生だろう、といった所属の結び付けを行わない
- いじめや虐待の被害を経験した可能性を想像する。こども・若者が自ら体験を話し始めたとしても、全体の場で安易な問いかけは続けず、本人の意向を個別に確認する
- 発話に障害があるこども・若者がいた場合には、筆談による発言を促す等参加しやすい方法を本人に確認する
- 未就学児や外国人のこども等、全てのこども・若者が理解できるように、知っていることを前提にせず、難しい単語や熟語を使わないようにする。全ての文字を UD フォント(ユニバーサルデザインフォント)にし、ルビを付す、文字を拡大する、イラストを多く用いる等の対応をする

- 礼拝や祈祷等の宗教的儀礼等に配慮する。信念によりそれぞれの特徴があり、知らぬ間に相手を傷つけている可能性があるため、クリスマス等、特定の宗教のものを「普通のこと」のように扱わない

本ガイドラインの作成プロセス

本ガイドラインは、令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」および令和5年度「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を通じて聴かせていただいた多くのこども・若者、支援者、有識者の方々の声をもとに、下記の有識者会議にて検討を重ね、案を作成しました。

○令和5年度『ガイドラインを検討するための有識者会議』

<構成員（敬称略五十音順）>

掛川 亜季 弁護士

片岡 一樹 尼崎市立ユース交流センター センター長
特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー事務局長

郡司 日奈乃 千葉大学大学院人文公共学府 博士後期課程人文公共学専攻公共学コース1年
千葉市こども基本条例検討委員会 委員 一般社団法人 Spice 代表理事

林 大介 浦和大学 社会学部 現代社会学科 准教授
子どもの権利要約ネットワーク 事務局長

吉岡 直 新潟市こども未来部こども政策課 係長(主幹)

さらに、下記専門委員会での議論、パブリックコメント(令和6年2月19日～3月6日実施)による意見募集を経て、こども家庭庁において決定しました。

○こども・若者参画及び意見反映専門委員会

<委員（敬称略五十音順）>

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構教授

川中 大輔 龍谷大学社会学部准教授

菊地 仁幸 町田市子ども生活部児童青少年課長

菊池 真梨香 一般社団法人 Masterpiece 代表理事

貴戸 理恵 関西学院大学社会学部教授

黒木 碧恵 高校生

櫻井 彩乃 GENCOURAGE 代表

土肥 潤也 特定非営利活動法人わかものまちなち代表理事

中村 みどり Children's Views & Voices 副代表

原田 伊織 大学生、尼崎市ユースカウンスル事業 Up to You! 第1期代表

古田 雄一 筑波大学人間系助教

紅谷 浩之 医療法人社団オレンジ理事長